

11月26日（木）

令和 2 年 11 月 26 日 (木 曜 日)

午前10時0分開議

出席議員 (37名)

1 番	有 岡 浩 一	(郷 中 の 会)
2 番	坂 本 康 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
3 番	来 住 一 人	(日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
5 番	武 田 浩 一	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
6 番	山 下 寿	(同)
7 番	窪 菌 辰 也	(同)
8 番	脇 谷 の り こ	(同)
9 番	佐 藤 雅 洋	(同)
10 番	安 田 厚 生	(同)
11 番	内 田 理 佐	(同)
12 番	日 高 利 夫	(同)
13 番	丸 山 裕 次 郎	(同)
14 番	岡 師 博 規	(無 所 属 の 会 チームむか)
15 番	重 松 幸 次 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
16 番	前 屋 敷 恵 美	(日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
17 番	渡 辺 創	(県 民 連 合 宮 崎)
18 番	岩 切 達 哉	(同)
19 番	中 野 一 則	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
20 番	横 田 照 夫	(同)
21 番	外 山 衛	(同)
22 番	西 村 賢	(同)
24 番	右 松 隆 央	(同)
25 番	野 崎 幸 士	(同)
26 番	日 高 陽 一	(同)
27 番	井 上 紀 代 子	(県 民 の 声)
28 番	河 野 哲 也	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
29 番	田 口 雄 二	(県 民 連 合 宮 崎)
30 番	満 行 潤 一	(同)
31 番	太 田 清 海	(同)
32 番	坂 口 博 美	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
33 番	日 高 博 之	(同)
34 番	濱 砂 守	(同)
35 番	二 見 康 之	(同)
36 番	星 原 透	(同)
37 番	蓬 原 正 三	(同)
38 番	井 本 英 雄	(同)
39 番	徳 重 忠 夫	(同)

欠席議員 (1名)

23 番	山 下 博 三	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
------	---------	-------------------------

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	郡 司 行 敏
副 知 事	永 山 寛 理
総 合 政 策 部 長	渡 邊 浩 司
総 務 部 長	吉 村 久 人
危 機 管 理 統 括 監	藪 田 亨
福 祉 保 健 部 長	渡 辺 善 敬
環 境 森 林 部 長	佐 野 詔 藏
商 工 観 光 労 働 部 長	松 浦 直 康
農 政 水 産 部 長	大 久 津 浩
県 土 整 備 部 長	明 利 浩 久
会 計 管 理 者	大 西 祐 二
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	桑 山 秀 彦
財 政 課 長	石 田 涉
教 育 長	日 隈 俊 郎
警 察 本 部 長	阿 部 文 彦
代 表 監 査 委 員	阿 緒 方 文 彦
人 事 委 員 会 事 務 局 長	小 田 光 男

事務局職員出席者

事 務 局 長	亀 澤 保 彦
事 務 局 次 長	内 野 浩 一 朗
議 事 課 長	児 玉 洋 一
政 策 調 査 課 長	日 吉 誠 一
議 事 課 長 補 佐	鬼 川 真 治
議 事 担 当 主 幹	関 谷 幸 二
議 事 課 主 査	川 野 有 里 子
議 事 課 主 査	井 尻 隆 太

◎ 議席の一部変更

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

ここで、議席の一部を変更いたします。

各議員の議席は、会議規則第5条第1項の規定により、ただいま御着席のとおり指定いたします。

◎ 一般質問

○丸山裕次郎議長 本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、田口雄二議員。

○田口雄二議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、おはようございます。県民連合宮崎の田口雄二です。一般質問では初日に抽せんが当たるだけでも私にとっては珍しいのですが、県議会議員になって14年目、初めて1番を引きました。私にとりましては記念すべき日です。県政の課題にしっかりと取り組んでまいります。

私の質問の日の朝、同僚の高橋議員が「田口さん、今日は何の日ですよ」と、いろいろ言ってくれていましたが、それを質問の枕に使ったりしておりました。その高橋議員も、この11月議会初日に辞職し、議員そして会派の仲間ではなくなりました。ユーモアとウィットに富んだ、そしてちょっと毒のある会話をいつもしてくれました。いなくなったことは寂しい限りですが、新たなステージでの活躍を心から祈念いたします。

ちなみに11月26日、本日は、昭和10年に日本

ペンクラブが制定されたそうで「ペンの日」、そして語呂合わせで「いい風呂の日」です。今夜、いい気分風呂に入れるような質問になればという思いで質問いたします。

さて、ジャイアンツファンの皆さん、昨夜は大変残念でした。同じ宮崎市でキャンプするソフトバンクホークスとの戦いは、2年続けての完敗となりました。NHKの朝ドラ、古関裕而さんが作曲した巨人軍の応援歌「闘魂こめて」もむなしく聞こえてくるかもしれません。しかし、千倍返しの思いで精進すれば、新たな道が見えてくるかもしれません。全集中での雪辱を期待いたします。

また、先週、男子プロゴルフのダンロップフェニックストーナメント、プロに転向して僅か3戦目で優勝した金谷拓実選手は、知事と同郷の広島県呉市の出身です。これまでとんでもない実績を残しており、将来が楽しみな選手です。

今週は、女子プロゴルフのメジャー大会のリコーカップが、宮崎市で今日から始まりました。宮崎市出身で、本年の日本女子プロ選手権優勝の永峰咲希選手——私の高校の後輩、そしてお父さんは県職員——が参加しており、活躍を期待しております。

大相撲の琴恵光、残念でしたが来場所の捲土重来を楽しみにしております。

前置きが長くなりましたが、早速質問に入ります。

まず、知事の政治姿勢について伺います。

アメリカの大統領選挙が今月行われました。結果が出たのかまだなのか、よく分かりませんが、どうやら次の大統領は、民主党のバイデン氏になることは確実な状況です。

4年間のトランプ政権は、世界最強のアメリカ

カの「偉大なアメリカよ、再び」という政策が、これまでの大統領とあまりにもタイプや手法が違い過ぎて、露骨な無理難題を各国に押しつけてきましたが、その評価は今後判断されるのではないかと思います。

今回のアメリカ大統領選挙の結果についてどのように考えているのか、あわせてバイデン氏にどのような期待を持っているのか、知事に伺います。

これで壇上からの質問は終わります。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えします。

アメリカ大統領選挙、長期にわたり国を2分して行われたものでありますが、まずは、我が国が日米同盟を基軸とした外交安全保障政策を展開するとともに、経済面でも強い結びつきがある国であるということ、さらには、単なる一国のリーダー選びにとどまらず、民主主義や国際秩序の行方にも大きく影響するものと、私も高い関心を持って見ておりました。

これまで、米国第一主義が掲げられる中で、TPPやイラン核合意、気候変動対策のパリ協定からの離脱などにより、経済や外交面での国際協調の取り組みが弱まったこと、また、国内では分断が加速しているというようなことが言われておりまして、懸念も抱いておったところでもあります。

国際社会は今、中国やロシアの台頭、核軍縮条約の失効など、新冷戦とも呼ばれる大国間の争い、緊迫化する中東情勢、ポピュリズムや保護主義の台頭など様々な面で社会の分断も進み、国際情勢は不透明さ、不確実性が増していると考えております。

一方で、地球的規模の課題、平和、気候変

動、防災、人権、さらにはコロナなど保健衛生の課題、これらの国際社会が一致して対応する必要がある重要な課題が山積しているところであります。

次期大統領には、国内問題はもとより、このような国際情勢への改善に向けた強いリーダーシップが求められているところでありまして、国際社会の平和や繁栄に向けて、我が国とのより一層の緊密な結びつきを期待しているところであります。以上であります。[降壇]

○田口雄二議員 ありがとうございます。

アメリカは、日本にとって民主主義のお手本だったのですが、今回の選挙の混迷等は日本では考えられません。選挙は、圧倒的な権力を持ったほうが不正をする途上国が多いのに、世界一の権力を持ったアメリカ大統領の選挙結果が不利になるとは思えません。バイデン氏が日本にとっても宮崎にとってもプラスになることを期待して、次の質問に移ります。

Go To トラベルの影響なのか、それとも冬を迎え、気温が下がり乾燥するとウイルスが死滅するのに時間を要する時期を迎えたからか、アメリカやヨーロッパでは、第1波をしのぐコロナの感染拡大となっていて、2度目のロックダウンを実施している国もあります。

日本国内でも連日、コロナ感染の最多記録を更新する状況で、落ち着いていた本県でも、またしてもクラスターが発生し、今後の拡大が心配されています。

新型コロナの第3波に備えて、知事はどのように考え、どのような対策を取っていくのか伺います。

○知事(河野俊嗣君) 新型コロナ感染症につきましては、先日、県対策本部会議を開催いたしまして、感染状況を分析するとともに、今後

の対策について確認したところでありますが、本県でも11月に入り80名を超える感染者が生じるなど、今まさに第3波に直面しているものと、強い危機感を持っているところであります。

対策の柱の1つとしましては、適切な検査・医療の提供、クラスターへの対応であります。身近な医療機関等におきまして、新型コロナウイルスの診療・検査が行える体制の整備や、医療提供体制における重症者・重症化リスクのある方への重点化、高齢者施設等でのクラスター対策などに取り組んでまいります。

2つ目は、市町村や飲食関係団体との連携であります。ガイドライン遵守に係る共同宣言に基づく取組を強化し、会食時の工夫に係る普及啓発なども強化してまいります。

3つ目は、感染に関して地域や状況に応じたきめ細かい対応を図っていくこととあります。イベントや会食の取扱い、飲食店等の時間短縮・休業、県外との往来、外出などにつきまして、今後、感染の状況に応じて、必要な際には県民の皆様にご要請を行ってまいりたいと考えております。

「県民の命と健康、暮らしを守り抜く」という強い思いの下で、時々刻々と変化する状況に適時適切に対応してまいります。

○田口雄二議員 間もなく師走を迎え、例年ですと、これから人や物の動きが一番活発になる時を迎えます。経済の動きを抑えることなく感染拡大を抑えるという、非常に難しいさじ加減が必要となります。知事が言われました「県民の命と健康、暮らしを守り抜く」、どうぞよろしく願いいたします。

次に、大型商業施設が宮崎市に相次いで今月オープンしました。13日に、橘通りに「MEG

Aドン・キホーテ」、20日に、宮崎駅前に「アミュプラザみやざき」です。イオンモール宮崎以来の大型店のオープンですが、イオン進出の際は、地元商店街の反対運動があり、イオン開業後は、商店街の心配どおり、中心市街地では閉店が相次ぎ、シャッターが下りた店が増えました。

ただ、今回は中心市街地への出店となり、イオンのときと状況が違いますが、強力な集客力を持つ両店となりますので、中心市街地が活力を取り戻すかは未知数です。

アミュプラザみやざきとMEGAドン・キホーテのオープンへの期待と不安について、知事の所感を伺います。

○知事(河野俊嗣君) アミュプラザの開業に向けましては、駅前に整備されるこの新たなにぎわいの拠点、中心市街地とも密接に結びつくことによりまして、地域全体の活性化につながる施設となるよう、計画の段階から地元経済界や商店街との意見交換が重ねられてきたところとあります。県や宮崎市におきましても、宮崎駅西口駅前広場の整備やグリーンスローモビリティの運行など、駅周辺と中心部との回遊性を高める取組を行ったところとあります。

また、時を同じくして、大型商業施設「MEGAドン・キホーテ」が開業いたしましたほか、宮崎駅から中心部につながる周辺商店街においては、アミュプラザの開業に合わせた出店が増えるなど、相乗効果も生まれているところとあります。

私としましては、今回の取組が、県外に向けた観光・物産振興の起爆剤となり、その効果が宮崎市にとどまらず県内全域に広がっていくことが重要であると考えております。引き続き、宮崎市や運営事業者、商店街とも連携し、エリ

ア全体の、また県全体の活性化につながるよう取り組んでまいります。

○田口雄二議員 コロナ感染が拡大する中でのオープンとなりましたので、どんな影響が出るかはすぐには分かりませんが、既に駅前商店街の「あみーろーど」はオープンを見越してにぎわいを見せています。失礼な言い方かもしれませんが、以前の古ぼけたイメージからは大きく変化し、しゃれた若者の街になっています。中心市街地の活性化につながることを期待いたします。

次の質問ですが、本県が幸福度ランキングにおいて2年連続で1位になりました。定住意欲や地域への愛着度がちょっと低下したとはいえ、全国1位です。調査に回答した県民の4人のうちの3人が幸せと意識しているようです。

新型コロナウイルスの感染拡大によって、地方への移住希望者が増加しています。幸福度ランキング2年連続1位となっていることを移住に生かさなければならぬと思いますが、知事のお考えを伺います。

○知事(河野俊嗣君) 都道府県「幸福度」ランキングは、民間のシンクタンクでありますブランド総合研究所が、全国の方々を対象に行っているアンケート調査の結果であります。本県が2年連続で1位になったということは、大変うれしく、また誇らしいことであると考えております。

このニュースは全国的にも発信されたわけでありまして、アンケートの中で回答されました本県在住の方のうち74%の方が、「宮崎で暮らしていて幸せである」と実感をしているという事実は、「暮らしやすい宮崎」というものを対外的にアピールできる絶好の材料であると考えております。私も様々な場面でこれをアピール

し、県外に向けても活用しているところであります。

コロナ禍で、地方移住への関心が高まり、各県が移住者の獲得に力を入れている状況にあります。このようなランキング結果を、セミナーや移住のホームページにおいても積極的に活用しながら、本県のゆったりとした生活環境や自然と共存する暮らしの魅力をPRするとともに、産業の振興や医療、子育て環境のさらなる充実等を図り、引き続き、移住促進にもつなげてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 いい子が育つランキングも、いつも1位とか2位ぐらいに入っていますので、それも1つのポイントになると思います。

先日、持続可能な地域づくり対策特別委員会の県内調査で、各地の移住受入れの状況を調査してきました。高千穂町の移住希望者のサポートをするNPO法人「一滴の会」の役員の方のお話を聞かせていただきました。空き家はたくさんあるのに、移住希望者が多いにもかかわらず、提供できる家が圧倒的に不足していると歯ざしりをしている状況をお聞きしました。

本県の幸福度ランキング2年連続1位を受け、移住促進に向けた魅力発信や空き家の活用に係る具体的な取組について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長(渡邊浩司君) 県ではこれまで、移住相談窓口の設置やセミナーの開催、移住ホームページの運営のほか、市町村が行う空き家バンクの運営や空き家改修に対する支援等を行うことによりまして、移住促進を図ってきたところであります。

また、今年度からは、移住情報誌を発行しております企業と連携しまして、移住希望者向けの体験ツアーやセミナーの開催、情報誌掲載に

よる本県の魅力発信に取り組みますとともに、空き家活用をさらに促進するため、空き家所有者等へのアンケート調査や、空き家マッチングサイトの構築を進めているところであります。

今後とも、このような取り組みを推進し、コロナ禍を契機とした、都市部から地方への新たな人の流れをしっかりと取り込んでまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 人材派遣大手のパソナグループは、今回のコロナ対応として、主な本社機能を東京から兵庫県の淡路島に移転し、社員の3分の2、約1,200名が移住することが話題になっています。口の悪い人は「島流し」などと言っている人もいるようですけれども、今回のコロナの感染拡大は、地方にとってチャンス到来です。アンテナを高くして、企業や移住希望者の要望にしっかりと応えられるように、市町村と連携して進めていただきますよう、よろしくお願いたします。

次に、医療福祉行政について伺います。

県立3病院において、今回のコロナ感染症対策では、感染症指定医療機関として患者を受け入れ、また、県内では最初に患者を受け入れたノウハウを、ほかの医療機関等に対して積極的に情報提供していただきました。

病院現場では、未知のウイルスにどう対応すべきか手探りの状況の中で、高い緊張感を持って治療や看護に当たっていただき、コロナの爆発的な感染拡大を抑えてくれた医療スタッフに、心から感謝を申し上げます。

そんな医療スタッフが頑張っていた県立宮崎病院で、11月2日、停電が発生し、機能回復に時間を要し、長時間にわたり機能停止の状態になりました。県民の命を預かる中心となる県立宮崎病院の長時間停電はあってはなりません

が、まず、今回の停電事故の原因について、病院局長に伺います。

○病院局長(桑山秀彦君) 今回の県立宮崎病院での停電事故につきましては、入院・外来の患者・家族の皆様にも、大きな御負担、御迷惑をおかけしたこと、また、救命救急センターなど病院機能を一時停止せざるを得なくなりましたことを、心よりおわび申し上げます。

今回の停電の原因につきましては、現在のところ、九州電力の電線から病院構内への引込線の接続部分に被覆の破れが確認されたため、この部分から雨水が入り込み、漏電が発生した可能性が高いと考えておまして、今後詳しく調査をしていくこととしております。

また、今回併せて、非常用電源設備からの電力供給の不具合が発生しましたが、非常用電源は、手動で確実に切り替わることを確認していたにもかかわらず、九州電力からの電源回復による全館復旧を優先したために、手動操作に遅れが生じたこと、また、非常用電源に自動で切り替わる装置について、日頃から十分な点検が行われていなかったことが原因と考えております。

○田口雄二議員 大きな人的被害がなかったのは不幸中の幸いでしたが、九州電力からの引込線の被覆が破れており、雨水が入り漏電したことは、定期点検がされていなかったことと、電気系統が1ルートしかなかった点に問題があります。また、非常電源への自動切替えが不具合で切り替わらず、手動でも対応が遅れたというのは、もうあきれられるばかりです。

緊急事態のマニュアルは当然あると思いますが、なぜ実施されなかったのか、もう一度しっかりとチェックし、また、日頃からの点検や訓練を定期的に行うことが必要です。県民が、南

海トラフ地震等の災害時には本当に大丈夫なのかと不安を抱いたことは、間違いありません。

今回の事態を受け、県立延岡・日南病院ではどのような対策が取られているのか、病院局長に伺います。

○病院局長（桑山秀彦君） 他の県立2病院につきましても、設備を維持・管理するための年次点検等が実施されて、今回のような全館停電を想定した訓練も、少なくとも3年に1回は行っております。

こうした点検や訓練の中で、停電時に非常用電源に自動で切り替わる装置に関しましても、点検を実施して正常に作動することを確認しており、また、非常時の職員の役割分担についても周知徹底が図られているところでございます。

○田口雄二議員 現在、新しい県立宮崎病院が建設中です。新病院で同様の停電が起こった場合、どのような対策が取られるのか、病院局長に再度伺います。

○病院局長（桑山秀彦君） 県立宮崎病院、新病院の電気設備につきましても、九州電力から2つの別の系統から電気を受けることができるように整備することとしておりまして、今回の停電のように、1つの系統で電源供給が途絶えても、自動的に別の系統に切り替わりまして、電源供給が行われる仕組みを採用しております。

また、全ての外部電源が失われた際には、非常用電源設備に自動的に切り替わることとなりますが、今回の事故を教訓としまして、あらゆる事態を想定したマニュアルの策定や訓練なども実施することにより、万全を期してまいります。

○田口雄二議員 緊急事態のマニュアルをもう

一度しっかりとチェックし、また、日頃からの点検や訓練を定期的に行うことが必要です。二度とこのようなことが起こらないよう、万全な対策をよろしく願いいたします。

次に、本県の医師不足を解消するために、宮崎大学医学部に2006年から県内出身者を対象に地域枠を設けてきました。地域枠は、卒業後に県内の医療機関で働くことが前提でしたが、県外に転出する卒業生が相次いでおり、その対策が課題になっていました。

宮崎大学医学部の地域枠の見直しが行われるようですが、見直しの内容と本県の医師確保に与える効果、あわせて、医師の偏在対策として宮崎県キャリア形成プログラムの概要と取組状況について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 現在、宮崎大学医学部では、県内高校の新卒及び県内出身の既卒1年目までを対象とする計25名の地域枠等が設置されておりますが、令和4年度より、既卒2年目まで対象を広げるとともに、新たに全国公募枠を設けまして、定員も40名まで増員されます。

これらにより、県内高校生の受験機会の拡大、全国からの優秀な人材の確保が図られ、また、入学者には、県内で9年間、うち4年間を医師少数区域等で勤務するキャリア形成プログラムが適用されますことから、若手医師の確保に直結するものと考えております。

県では、現在、プログラムへの理解促進を図るため、説明会や個別面談等に取り組んでいるところでありまして、順次、適用に関する同意を得るとともに、今後、内容のさらなる充実にも努めてまいります。

○田口雄二議員 医師の6割が宮崎市近辺に集中しており、県内の医師の偏りは顕著です。医

師の偏在対策である宮崎県キャリア形成プログラムは、スキルアップのためプログラムを一時中断して県外研修や最大5年間の海外留学もできるようにしており、また、出産育児などの対応もなされており、柔軟性もかなりあり、私は大きな期待を寄せています。しっかりと実績が残せるような取組、よろしくお願ひいたします。

今日の地元新聞にも出ておりましたが、自殺が増えているようですので、このことについてお聞きいたします。

新型コロナの影響で行き詰まった人の自殺が、7月以降急増していると報道されています。警察庁のまとめで、10月の自殺者数は、全国の速報値で2,153人になったと報告されました。前年同月比で39.9%、614人の増加となっています。

自殺者数は、以前は3万人を超えていましたが、2010年より様々な対策が功を奏し減少に転じ、昨年まで10年連続で減少し、約2万人まで来ていました。

コロナ後は女性の自殺が急増しており、10月は前年比で82.6%増の851名になっています。1月から6月までは、前年同月比でマイナスで推移していましたが、7月以降は4か月連続で増加しており、1月から10月までの自殺者数は、現在、1万7,219人となり、前年より160人多くなっています。

コロナの死者が、昨日時点で全国で2,049人です。自殺はその8倍以上もいるということになります。これは海外メディアでも、日本のコロナ対策はうまくいっているのに、何でこんなに日本は自殺が多いんだというのが話題にもなっているようでございます。

本県は、のんびりとした県民性にもかかわら

ず、自殺が多いところでしたが、関係者の御尽力で減少し、年間で200人を切るところにまでなってきましたが、現状が心配です。

コロナで生活が困窮して、生活保護の申請や自殺者が本県でも増えているのではないかと思います。どのような状況か、また、現状を受けた取組について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 本県におきまして、直近の把握できる数字として、今年3月から8月までの生活保護申請件数は965件、対前年比で1.2%減少しており、これは給付金等の支給や各種生活支援資金制度が周知された結果と考えております。

また、自殺者につきましては、警察庁自殺統計の暫定値では、今年3月から10月は159人、対前年比で12.8%増となっております。

県では、自殺予防に関し、普及啓発や人材養成などの総合的な対策に加えまして、コロナの影響を見据え、自殺予防夜間電話相談の体制を拡充したほか、新たに11月11日からの「県民一斉“声かけ”プロジェクト」、県内約110の相談機関による「悩みごと一斉相談」などに取り組んでいるところであります。

今後とも、より一層、各部局や関係機関と連携し、自殺対策や困窮者の支援に努めてまいります。

○田口雄二議員 先ほど申しましたように、10月の自殺者だけで、コロナ感染症全体を上回っているという、とんでもない状況となっております。

自殺は本県でも急増しているようですが、生活保護が減少しているのは意外でした。給付金等の支給が要因ではということですが、仮にそうであっても、長続きはしません。今後の動きに注目です。

自殺予防電話相談、本日の地元紙にも相談員が足りないと報道されています。人員確保をよろしく願います。

次に、食品衛生法の改正について伺います。

私たちの食の安全を守る法律、食品衛生法が15年ぶりに改正され、2018年6月公布、2020年6月1日にその一部が施行されました。

HACCPとは、国際的に認められた衛生管理の手法で、製品の安全性を確保する方法です。食の国際化に伴い、日本でも導入が求められ、法改正の柱となりました。

本年6月1日から、原則全ての食品等事業者にはHACCPに沿った衛生管理が求められるもので、1年間の経過措置があり、2021年5月末までの対応が求められています。

そこでまず、HACCPの定義について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） HACCPとは、原材料の受入れから製品の出荷までの各工程におきまして、食中毒菌による汚染や異物の混入などの危害を分析した上で、その防止につながる特に重要な工程を、継続的に監視・記録する工程管理の手法であります。

今回の法改正では、大規模事業者を対象とした「HACCPに基づく衛生管理」と、それを簡略化した、小規模事業者を対象とする「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」に分けられております。

○田口雄二議員 HACCPとは、原則全ての食品事業者が対象となっていますが、食品業者にも様々な事業形態があり、実際にはどのような事業者が対象になるのか、再度、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） HACCPの義務化につきましては、令和3年6月1日から

原則全ての食品関係事業者が対象となります。ただし、食品等の輸入、貯蔵または運搬のみを行う者など「公衆衛生に与える影響が少ない営業」や、農業者自らが生産した野菜などを未加工で販売したり、また、魚などの水産物を生きたまま出荷、または販売する場合など、農業及び水産業において、食材の採取業とみなされる範囲については、対象外となります。

○田口雄二議員 全ての食品事業者といっても、対象外があることは分かりました。ただ、学校や幼稚園や保育園の給食提供や、社員食堂や福祉施設の食事提供等も対象となるようです。

それでは、HACCP導入にはどのような条件が必要であるのか、また、本県ではどこが確認することになるのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 大規模事業者につきましては既に導入されている一方、小規模事業者につきましては、簡略型である「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」が認められておりまして、HACCPになじみのない事業者でも導入を容易にするため、各食品団体自らが作成し、厚生労働省が確認した手引書の内容を実践することで、導入されたとみなされます。

このHACCPの導入・運用条件につきましては、保健所の食品衛生監視員が確認することになります。

○田口雄二議員 今回のこの質問は、地元の飲食業組合の代表が、新型コロナの対応で保健所が逼迫しており、食品衛生法による認定や活動のPRが遅れており、来年の5月いっぱいまでに、全ての対象となる業者が認定を受けられるかと心配していたからです。

そこで、対象となる事業所への周知状況及び期限内までに未導入の場合はどのような対応になるのか、再度、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 食品衛生法改正を見据えまして、平成28年度から、保健所の各種講習会や巡回指導及び関係団体と連携して、周知・啓発を計画的に実施してまいりました。

本年度は、新型コロナの影響もあり、巡回指導や講習会等の周知啓発の機会が減少している状況であります。導入の進んでいない小規模事業者に対して、リーフレット等の配布や業種別の講習会を開催するなど、導入促進を図っているところであります。

本格施行される令和3年6月1日以降につきましても、当面の間は、保健所の食品衛生監視員の巡回等により、HACCPの導入に至っていないと判断された事業者に対しては、助言や指導を行い、早期に導入できるよう支援してまいります。

○田口雄二議員 ありがとうございます。

来年の期限である5月いっぱいを超えても若干の猶予があると理解できましたが、期限内に漏れなく導入できるよう、御尽力をよろしくお願いいたします。

次に、商工労働行政について質問いたします。

今年の高校生の採用活動は、コロナの関連で例年より1か月遅れの10月にスタートし、現在、内定が出されているところとは思いますが。

コロナの影響で、高校生たちに就職先として県内が見直されているとも聞きますが、例年と比較すると求人も減っているのではないかと想像されます。

来年3月に卒業予定の高校生の求人確保に向

けた取組と現在の求人の状況について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 県では、労働局や教育機関等と一体となって、経済団体に対し、高校や大学などの新規卒業者の雇用機会の確保に向けた協力を要請いたしますとともに、7月に予算化いたしました「新卒採用企業応援事業」の活用を広く促すことで、求人数の確保と早期内定の実現に努めているところであります。

このような取組により、県内高校生に対して寄せられた求人数は、本年6月末時点では、前年同月比で約3割の減でありましたが、直近の9月末の時点では、就職希望者数2,455人に対し、前年同月比で約2割減の3,532件となったところであります。

県といたしましては、関係機関と連携し、県内企業への就職が促進されますよう、引き続き取り組んでまいります。

○田口雄二議員 昨年よりは2割減の3,532件ではありますが、県内就職希望の高校生は約1,500名だそうですので、選択肢が若干減りますけれども、就職には問題ないようです。高校生の県内志向が強くなっているようですので、昨年の県内就職率57.9%、全国44位が少しでも向上してほしいものです。

同じくコロナによる労働環境の変化でかなり厳しい状態になり、パートや派遣社員等に相当なしわ寄せが来ているのではないかと思います。本県における新型コロナウイルス感染症の影響による解雇や雇い止めの状況と県の対策について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 宮崎労働局によりますと、新型コロナウイルス感染症の影響により、解雇や雇い止めに遭った本県の労

働者数は、直近の11月20日現在、見込みを含めて597人となっており、製造業を中心に、宿泊業や飲食業など様々な産業に広がっております。

全国的に感染が拡大する中、今後、解雇や雇い止めがさらに増加することも懸念されますことから、県といたしましては、今月から受付を開始しました「離職者採用企業支援事業」を広く周知するとともに、離職者を対象とした職業訓練等の実施を通じて、解雇や雇い止めに遭った方々の早期就労が図られるよう、労働局など関係機関と連携をして取り組んでまいります。

○田口雄二議員 日南市の縫製業の大手が倒産したこともあり、コロナ以外の要因の解雇もあります。

離職者採用企業支援事業は、離職者を雇用したら、事業主に1人当たり10万円が支給されるものです。予算ベースでいきますと500名までは対応できるようで、1人でも多くの採用となることをお祈りいたします。

次に、みやざき外国人サポートセンターについて伺います。

昨年の12月末時点で、本県の在留外国人は約7,850人です。県は、グローバル化の進展で外国人の受入れ拡大が見込まれる中、生活者として外国人が安心して暮らせる環境を整備するため、外国人住民が抱える様々な疑問や悩みに対して、国や市町村、関係機関と連携しながら、行政・生活全般の情報提供や相談対応を一元的に行う相談窓口「みやざき外国人サポートセンター」を開設しました。

センターは昨年の10月26日に開設しておりますので、既に1年が経過しましたが、利用実績や相談内容について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（松浦直康君） みやざき

外国人サポートセンターでは、開設からの約1年間で、窓口や電話、メールを通じて430件の相談がなされております。

相談者は、外国人が約4割、残りの約6割の日本人は、外国人を雇用している企業や友人・知人などとなっております。

内容は、雇用や医療などの相談のほか、在留資格や運転免許、ごみの分別など、生活上の様々な疑問や悩みも寄せられております。特に本年2月以降は、新型コロナウイルス感染症に関連して、健康面や収入面についての相談も寄せられております。

今後は、オンラインでの相談対応や、本県に在住している外国人の方々のネットワークとの連携など、一層の利便性向上に努めてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 外国人の日本人雇用主や支援者等々が相談してくるパターンが意外に多いようです。やはり優しい県民性なのか、外国人には心強いことだと思います。コロナが落ち着いたら、さらに外国人居住者は増加するものと思います。安心して頼れるセンターになってほしいものです。

次に、観光について伺います。

先月、県北の9名の県議会議員は、延岡市、日向市、高千穂町の3つの観光協会の役員の方々と、神話を生かした観光開発について意見交換を行いました。記紀編さん1300年に関連して、本県の神話が多く場所で取り上げられ、県民の関心度も上がってきたのではないかと考えております。

その中で、ひむか神話街道について、観光協会の役員から不満の声が上がっていました。ひむか神話街道とは、本県の広域観光ルートで、高千穂町の天岩戸神社を起点に本県各地を通過

し、西諸県郡の高原町の皇子原公園が終点となります。総延長が約300キロメートルで、沿線には天孫降臨や日本書紀、古事記にまつわる神話や平家落人伝説の舞台となる場所があり、神楽などの伝統芸能が残されています。

しかし、神武天皇お船出の地である日向市や、出会いの聖地「愛宕山」、ニニギノミコト陵墓参考地がある延岡市などは、全くルートから外れており、かすりもしません。

以前、常任委員会でその山間部のルートを通ったことがあります。農道や林道も活用しており、狭隘で車の離合にも大変なところがありました。現在は以前より道路は少しずつ改良されたものとは思いますが、当時はこれを観光ルートにするのは厳しいなと思いながら通ったものでした。

そこで、ひむか神話街道の目的や、いつ、どのような経緯で設定されたのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（松浦直康君） ひむか神話街道は、沿線の周遊促進による交流人口の増加などを目的としまして、平成13年からの10年間を推進期間として、県が策定をいたしました「ひむか歴史ロマン街道形成構想」における8つの広域歴史ルートの1つでございます。

具体的には、神話・伝説をテーマに、高千穂町から高原町までの県内9市町村の国県道・林道等をつないだもので、平成14年には、同構想におけるモデルとして名称を公募いたしまして、「ひむか神話街道」と定めたものであります。

○田口雄二議員 今回の質問で、ひむか神話街道の推進期間は、平成13年から10年間だけだったと初めて知りました。既に9年前に終了していました。しかし、記紀編さん1300年記念事業

が今年までなのに、なぜ9年も前に終わらせたのか、腑に落ちません。ネットではこの街道のことが幾らでも見られますし、道路には、いまだにひむか神話街道の案内板が残っており、当然継続して推進されているものと勝手に思い込んでいました。

しかし、今後のためにも、ひむか神話街道設定後の効果が気になります。街道の一部は、地区外や県外からの観光客には走行するのが大変困難な道路もありました。

そこで、ひむか神話街道の指定後、どのような効果があったのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） ひむか神話街道につきましては、案内板を設置するなどして、「神話のふるさとみやざき」のイメージアップや情報発信に活用したところであります。

これらをはじめといたしまして、県内各地域の神話等を活用したそれぞれの取組がございますので、そういったものと併せて、「神話のふるさとみやざき」の県外への浸透にも大きく寄与したものと考えております。

現在、その次のステップとして、記紀編さん1300年記念事業の中で、神話にちなんだ観光ルートを設定いたしまして、市町村や関係機関と連携しながら、観光誘客にも取り組んでいるところであります。

○田口雄二議員 県北の6つの観光協会と関連団体は連携して、「神たび」実行委員会を結成して、新たな企画で県北の観光浮揚を模索しています。

県北地区では、歴史の掘り起こしを行い、新たな観光振興策に取り組もうとしており、県からもアドバイスやPR等の支援協力をお願いし

たいのですが、商工観光労働部長のお考えを伺います。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 議員御指摘のように、県北地域には、神話にまつわる舞台、あるいは伝承が数多く残されております。

これらを観光誘客に生かしていく、こういう視点は非常に重要であると思っておりますし、あわせて、地域の取組が非常に重要であるということでもありますので、地元関係者の皆様のお考えを伺いながら、県といたしましても、必要な支援協力について積極的に検討してまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 東九州道の福岡までの全線開通、九州中央道の建設も進んでおり、今まで観光とは縁の薄かった地域が、地域活性化のために必死に汗をかいています。全面的なバックアップをよろしく願います。

次に、農政水産行政について伺います。

本年8月27日をもって、本県にこれまでにない激震が走った口蹄疫が終息してから、10年が経過いたしました。その後、幸い口蹄疫は発生しておりませんが、全国的には至るところで家畜のウイルスによる被害が発生しています。

本年でも、香川県では鳥インフルエンザが拡大しており、8例が確認され、既に140万羽が殺処分され、昨日は福岡県宗像市や兵庫県淡路市でも検出されたと報道されておりました。

全国有数の畜産県である本県では、コロナで県内経済が疲弊しており、二度と口蹄疫の発生等は許されません。

口蹄疫から10年が経過しましたが、県内における現在の防疫体制について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 口蹄疫終息以降、本県では二度と発生させないという強い

決意のもと、水際・地域・農場防疫、そして万一の発生に備えた迅速な防疫措置を4つの柱に掲げまして、畜産経営の標準装備として防疫対策の強化に取り組んでまいりました。

具体的には、毎月20日を消毒の日といたしまして、防災メールによる農場の衛生レベルの向上を広く啓発いたしますとともに、全ての農場を対象に、飼養衛生管理基準の遵守を徹底するよう、家畜防疫員による立入検査を強化しております。

さらに、国による宮崎空港への検疫探知犬の配備体制が整ったことに加えまして、ホテル等における消毒マットの設置や、市町村による巡回消毒などの取組を推進しながら、あわせて、定期的な防疫演習の実施など、常に不測の事態に備えまして、本県の畜産を守る強い防疫体制を整備しているところでございます。

○田口雄二議員 特に、鳥インフルエンザが近県で広がりつつあります。畜産農家への啓発も含めて防疫体制、よろしく願います。

今年はコロナ感染症で、本県を代表する農畜水産物の出荷が停滞し、生産農家などの意欲がそがれる状況がありました。

そんな中、県庁の内部で、そのような状況を何とかしなければという思いから、消費拡大の支援が何度もありました。一部は県議会議員にもあっせんがあり、私も宮崎牛や「みやざき地頭鶏（じどっこ）」、延岡の「ひむか本サバ」やアユ、そして花などを購入しました。

県庁全体で取り組んだので、生産者の方々にも喜んでいただいたと思いますが、県庁における農畜水産物の応援消費の取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 応援消費につきましても、ジモ・ミヤ・ラブの精神の下、

県議会の皆様の御協力もいただきながら、本庁及び出先機関を挙げて、自発的に取り組んでいるところでございます。

具体的には、3月以降、販売に苦戦しております宮崎牛やマンゴー、カンパチ、コチョウランなどを中心に実施いたしまして、その総額は、確認できました分だけで2,500万円を超えております。

また、この取組によりまして、県職員・家族はもとより、県内外の送付先の皆様に、リピーターとして県産農畜水産物の良さを再認識していただくとともに、生産者をはじめ関係団体等からも、多くの感謝の言葉をいただいております。

県職員も消費者であり、地産地消の一翼を担う県民の一人といたしまして、今後とも、本県農畜水産物の応援消費に積極的に取り組んでまいります。

○田口雄二議員 コロナ感染症は、ワクチンが接種できるまではすぐに収束することはなかなか難しいかもしれません。生産者もまだまだ安心できる状況ではありません。県議会も、今後とも応援消費に取り組んでまいりますので、安心安全の農畜水産物を御案内いただきたいと思います。

次に、警察行政について伺います。

「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が、9月議会で制定されました。

自転車の違反行為が増加している中、交通事故防止及び被害者保護を図るため、ヘルメット着用の努力義務や損害賠償保険への加入を義務づけることなどが盛り込まれています。

来年4月より施行されますが、いずれも罰則規定はありません。県民の自転車の安全運行に対する意識が高まることを期待します。

そこで、本県の自転車事故の現状について、また、ここ数年の推移を警察本部長にお伺いします。

○警察本部長(阿部文彦君) 本県の自転車に関与する人身事故は、5年前の平成27年には1,060件発生しており、このうち死亡事故は5件で、5の方が亡くなられております。

発生件数は年々減少傾向にあり、昨年は人身事故が732件発生し、このうち死亡事故は3件で、3の方が亡くなられております。

○田口雄二議員 自転車事故そのものは年々減少していますが、高齢者の事故が減少していない状況のようです。

そのような中、海外よりウーバーイーツ等の食事のデリバリーサービスが国内の都市部に導入され、コロナ禍ということもあり激増しているというニュースが、連日報道されておりました。自転車等で料理を出前する人を、ウーバーイーツでは配達パートナーという言い方をしているようですが、最近、質の低下が心配されているようで、事故や違反行為が増加していると報道されています。

そのウーバーイーツが、8月6日に本県でも営業をスタートしたようで、現在3社がサービス提供しているようです。

本県における料理等のデリバリーサービスが関係する交通事故の発生状況と安全対策の指導方法について、警察本部長に伺います。

○警察本部長(阿部文彦君) 本県でも今年から、宮崎市内の一部エリアで、自転車利用の飲食物のデリバリーサービスが開始されていると承知しておりますが、これまで交通事故の発生は認知しておりません。

こうしたサービスを提供する運営会社や関係団体に対しては、警察庁等の中央省庁が連携し

て、配達員の事故防止や安全利用についての協力依頼を行っており、運営会社等において、適宜、配達員への交通事故防止の指導が行われていると承知しております。

県警では、自転車の安全利用のための広報啓発を推進するとともに、必要な指導取締りを行ってまいります。

○田口雄二議員 本県においても宮崎市の中心部で、サービスが数社でスタートしたことが分かりました。

おいしい料理等が自宅に居ながら食べられるのは、このコロナ禍にはありがたいことですが、競争が過熱してくると、安全対策がおろそかになりがちです。県民が被害者になることのないよう、安全対策の指導をよろしくお願いいたします。

次に、教育行政について質問します。

先日、商工建設常任委員会の県内調査で、日南市の飢肥城の駐車場にいますと、大型バスが到着しました。延岡市の岡富小学校の修学旅行の皆さんでした。

同じ委員会の前屋敷議員が、「私の母校なのよ」と、子供たちに声をかけていました。本来であれば、県北の小学校は熊本方面に行くことが多いのですが、コロナの影響で、県内修学旅行に切り替えたようです。

今年度の市町村立小中学校の県内修学旅行の状況と、実施後に学校から寄せられた感想について、教育長に伺います。

○教育長（日隈俊郎君） 県内修学旅行の状況についてであります。直近の調査によりますと、いまだ検討中の学校もありますが、現時点で、小学校では予定しております214校のうち205校が、中学校では予定しております102校のうち32校が、県内での実施を決定しております。

す。

一方で、感染の状況や保護者等の意向を踏まえた上で、来年度への延期、あるいは中止と判断した学校もあります。

県内修学旅行に参加した児童からは、「実施できるか心配していたので、行けてよかった」とか、教員からは、「県内でも修学旅行の目的を十分達成できた」「宮崎のよさを再認識するよい機会となった」といった、肯定的な感想が寄せられているところであります。

○田口雄二議員 宮崎再発見の旅になり、本県のよさを再認識することができたことはうれしいことです。

ただ、ちょっと大きな学校になると、受け入れるホテルや旅館がなく、宿泊は宮崎市が多かったようです。

最後の質問になりました。県立高校のインターンシップについてです。

今までお世話になっていた企業や施設等が、コロナ関連で受け入れにくくなっています。病院やお年寄りの施設は、見舞いにも行けないところがほとんどです。

インターンシップに大きな支障が出ているのではないかと、県立高校のインターンシップについて、本県の状況はどのようになっているのか、教育長に伺います。

○教育長（日隈俊郎君） 県立高校のインターンシップにつきましては、昨年度は全ての全日制高校で実施いたしました。本年度は、現時点で36校中23校が実施、または今後実施の予定となっております。

新型コロナウイルスの影響により、例えば福祉や医療など、業種によってはインターンシップの受入れ自体、難しいところがあります。

また、既に実施した学校におきましても、参

加人数や日数など、例年どおりには実施ができない状況であります。

○田口雄二議員 実施校、参加者も大きく減っているようです。貴重な就業体験が実施できないことは残念ですが、リスクを冒してまでは実行できません。生徒には大変申し訳なく思います。

以上で、全て用意した質問は終了いたしますが、ちょっと時間が残っているようですので…

先日、宮崎大学に、議会や選挙とはどういうものなのかと身近に感じてもらうために行ってまいりました。県議会と宮崎大学とのコラボといますか、私と重松幸次郎議員、そして内田理佐議員と共に、3人で行ってまいりました。

1年生89名の皆さんといろいろ話をしたところなんですが、始める前に先生方から、「子供たちは大変緊張しています」と。「もちろん議員の皆さんと会うのも初めてです」という方ばかりだったんですが、実は、それ以外の要因もあったんですね。4月に入学してから、一度も対面の授業がないと。「実は、初めての対面の授業が皆さんなんです」と言われまして、隣で座っている生徒とも初めて会うというような関係でしたので、非常に緊張しているというのも分かりました。

その話をしてくれた先生も、4月に東京から来たらしいんですが、「私も今日、生徒の前で話すのは初めてです」というようなことを言っておりまして、そう意味では、大学が授業に関して非常にナーバスになっているんだなというのを実感したところです。

「質問はありますか」と言いましたけれども、政治に関することでしたし、あまり親近感もなかったのか、手が挙がることはありません

でしたので、事前に想定したことを話をさせていただきました。

ただ、今回の私たち3人の内容がよかったかどうかは、次に大学から「もう一遍やってみませんか」という話があるかどうかだと思いますので、私たち3人の責任は非常に重いと思っております。

以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎議長 次は、坂口博美議員。

○坂口博美議員〔登壇〕(拍手) 初めに、テゲバジャーロ宮崎が、本県初のJリーグチームとして誕生されたことをお祝い申し上げながら、一般質問を行います。

日本の歴史上、最大のドラマをつくり上げたと言われる人物の人間模様などを収録した「歴史のなかの邂逅」の中で、「明治維新によって日本人は初めて近代的な国家を持った。今から言えば、実に滑稽なことは、米と絹のほかに主要産業のない百姓国家の連中が、ヨーロッパ先進国に並ぶ陸海軍を持とうとしたことである。

財政の成り立とうはずはないのでありますが、「何はともあれ近代国家を作り上げる」というのが維新成立の大目的であったし、維新後の国民たちの少年のごとく希望であった。」というふうに司馬遼太郎は書いております。

幕藩体制をひっくり返し、法制、身分制、地方行政、産業、教育、外交のほか、多岐にわたり大改革を行うという気の遠くなるような大仕事に踏み出したその背景には、「欧米列強に負けない近代国家を建設するんだ」という国家目標が強く存在していたのは当然であります。その決意を国民の一人一人が共有するとともに、自分たちが築く将来に希望を見ていたことが、同時にあったのだと思います。

維新後の日本は、日露戦争に続く2つの大戦、高度経済成長そしてバブル崩壊、あるいは大災害などを経験しながら、世界第3位の経済大国になりました。まさしく先人の努力のたまものであると、感謝の念を胸に刻むと同時に、私たちは未来の人たちにどのような国を残していくべきなのかと考えさせられるのでもあります。

平成のバブル期には、「ジャパン・アズ・ナンバーワン」ともてはやされ、「学ぶに値する国はもはや他になし」という風潮さえ広がりました。

しかし、それもまたつかの間、日本経済は泡と消え、我が国は目指すべき道を見失うに至ったのであります。

その一方で、少子高齢化が進み、人口減少時代へ突入する中であって、何にも増して経済効果が尊ばれた結果、都市と地方、持つ者と持たない者との間の格差は、今なお拡大を続けております。

そのような中での今回のコロナ禍であります。

これからは、都市部であっても、安定した仕事や暮らしが保証される時代ではないとの認識が、国民の間に広がりつつあります。

私は、今時のこのような現象の裏には、今の資本主義に潜在する矛盾の顕在化への始動があるのではなかろうかとの憂慮すら持つのであります。

しかし、では、君は今の資本主義以外にいかなる経済社会があるのかと私に問われたとき、私もまた披露すべき明確な答えを持っているわけではありません。

ですが、この経済優先主義が、仮にも、今日の社会に制度疲労なるものを生じさせている一

因となっているのであれば、これをつくり直すことを避けてはなりません。

るる述べましたが、恐らく知事も同じような思いを抱いておられるのではないかと思います。もしそうであるなら、知事は県民に対し、向かうべき方向としての「真の幸せ」という到達点を示さねばなりません。

つまり、「幸せとは何か」「豊かさとは何か」「県民が求めている社会とはいかなるものか」、これを改めて問い直すことが必要であります。

そしてその答えを、そこへと向かう第一歩と位置づけ、県の総合計画長期ビジョンに書くべきであり、基本目標としている「未来を築く新しい「ゆたかさ」への挑戦」という標語の中で使っている「ゆたかさ」の意味するところを示さねばなりません。

少なくとも現計画では、「目指す将来像」にその姿を明確に見いだすことはできず、しかもそのイメージは、見る者により取り方が異なり得るものであります。

そしてまた、誤解すら生みかねないと思うのは、2030年の推計人口であります。これが本県の人口減少の終着点であろうはずはなく、あくまでもその年の通過点であり、ましてや本県の新しい姿が、そこで完成のときを迎えるわけでもありません。大いなる工夫を求めておきます。

知事の言われる「新しいゆたかさ」の具現化、つまり経済優先の価値観を転換させ、県民が幸せになれる社会を築くというのであれば、目指すべき姿の明確化は欠かせないと思います。

今回のコロナ禍は、私たちにとって何が大切かを改めて問いかけているように思え、新しい

未来を考えるべく、今がまさにそのときであると信じます。

これらを考えますときに私は、私どもが目指す将来像への行程、つまり総合計画「未来みやぎ創造プラン」の見直しが必要であると思えます。

確かにこれについては、昨年改定を見たばかりであり、知事が、本県が抱える課題の一丁目一番地に位置づけられる少子化問題や人口減少問題についても、そのときに見直されたばかりではありますが、そこには政策効果も、将来への期待も見いだせないと判断しての提言であります。

これらに係る早急なる計画見直しの必要性について伺い、見直しをされるのであれば「コロナと共に」「コロナの後は」、この双方を織り込んだ上での今回の本県の将来像をどう描かれるのか、知事に伺います。

以上、壇上からの質問は終わり、以下、質問者席より伺います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

県におきましては、経済的な豊かさとお金には代えられない価値が調和をした「新しいゆたかさ」の実現に向けて、様々な取組を行っているところであります。

議員御指摘のとおり、人口減少が予想以上に進行していることに加え、今回の新型コロナウイルスの拡大に伴う社会や経済の大きな変化によりまして、地域の抱える課題はさらに厳しくなるものと懸念しているところであります。

このような状況にあっても、「新しいゆたかさ」を実現するためには、「コロナと共に」生きる社会において、県民の安全・安心を確保しながら、地域や経済の維持・活性化をいかに

図っていくかということ、また、「コロナの後」を見据えた状況では、デジタル化などによる暮らしや産業の変化が、雇用をはじめとする人々の暮らしにどのような影響を与えるのかなどといった問題意識を持つことが重要であると考えております。

この大きな変革期にありまして、多くの県民の皆様が、将来に対する混沌とした不安を抱えていることを肌身に感じておりますので、私としましては、ポストコロナ、「コロナの後」の社会を見据えた的確な対応を行うため、長期ビジョンにおける将来像を前倒ししてお示しすることができるよう、見直し作業にも早急に着手し、医療・福祉の充実や防災・減災対策、地域産業の振興など、県民の安心を確保するとともに、地域や人の豊かな絆の中で、誰もが夢や希望を持って生き生きと活動できる社会の実現を目指して、県民の皆様と共に全力で取り組んでまいります。以上であります。[降壇]

○坂口博美議員 内閣府発表の速報値ではありますが、今年4月から6月期のGDP成長率は、実質でマイナス8.2%、そして7月から9月期はプラス5.0%となっております。

これからすれば、国全体としては、新型コロナウイルスによる影響からの回復の動きもあるように思えますが、戦後最悪のマイナス成長であった4-6月期の裏返しにすぎず、経済規模は半分程度しか回復しておりません。

一方、県内経済であります。直近の公表となる平成29年度県内GDPは、実質で3兆6,305億円でありました。無論、単純に比較できるものではありませんが、仮に国全体の回復状況が今後も続くとなりますと、今年度の県内GDPは数千億円の減少、つまり、これだけの付加価値、言うならば県内経済活動の利益が消えるこ

とになります。国全体では回復の兆しが見られるとしても、産業構造が大きく異なる本県では、さらなる見極めが必要と思いますが、本県経済の現状と見通しを、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 今回の新型コロナによります経済への影響は、世界中でも様々な分野に及んでいるところでありまして、特に本県においては、感染の急拡大によりまして、観光や飲食、交通事業などを中心として大きく落ち込み、人々の雇用や暮らしに深刻な影響が生じているものと考えております。

先日の国のGDP速報値からは、国全体の経済活動については、先行き不透明ながら輸出主導で回復することも想定されているところでありますが、本県では、第1次産業や観光関連産業、サービス業などの割合が大きく、その回復に向けた動きが、国に比べて鈍くなることを懸念しているところであります。

現在、コロナ感染症の第3波に直面しておりまして、今後の経済を見通すことは難しい問題でもありますが、本県の産業構造の特色を踏まえた的確な対策を講じながら、県内総生産の回復を図るとともに、今回の危機を克服し、本県の成長につながる新たな取組をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 ぜひとも期待しております。

リーマンショック前の平成19年度県内GDPが、実質で3兆4,713億円であったのに対しまして、リーマンショック後の平成21年度県内GDPは、実質3兆3,494億円と、実に1,219億円の減となりました。そして、その間に口蹄疫はありましたものの、これがリーマンショック前の水準に戻ったのは平成25年度であり、県民には大変な苦労が長年続きました。今回も同様に、経済回復までには長年を要すると思いますが、申し

上げましたように、特に本県では回復速度の鈍さというのが懸念されます。

これまでに、県はコロナ対策として、数次にわたり600億円の補正予算を投じてきましたが、その大半は感染拡大防止策であり、経済対策については、事業継続や雇用維持のための対策に限られたものでありました。今後、リーマンショックをはるかに超すのではと思えるほどの落ち込みが懸念される本県経済への本格的な対策は、待ったなしであります。

そのような中で、国は第3次の補正予算の検討を始めておりますが、国の対策と併せ、本県の実態に即した対策は不可欠であります。知事の御所見を伺います。

○知事（河野俊嗣君） 本県におきましては、御指摘のように、これまで、国の補正予算を最大限活用しながら、数次にわたって補正予算を編成してまいりました。

現在、国において検討が行われております第3次補正予算におきましては、コロナの影響による景気の落ち込みや雇用情勢の悪化に対応するため、令和3年度当初予算と一体的な「15か月予算」として、感染拡大防止策や防災・減災、国土強靱化の推進といった対策を、切れ目なく講じていく方向であると伺っております。

今後、本県の実情をしっかりと把握しながら、国の第3次補正予算の内容を精査し、年度内の補正予算及び令和3年度当初予算におきまして、必要な経済対策、コロナ対策にしっかりと取り組んでまいります。

○坂口博美議員 次に、地方税財政についてであります。

経済対策については、数年先を見通しつつ、中期的に行うことも肝要ではありますが、そのためには、何よりも所要財源の確保が大前提とな

ります。税制を含む安定した財源の確保や、地方財政措置の拡充・強化が必要だと思われま

す。聞くところでは、知事は11月から全国知事会の地方税財政常任委員会の委員長に選出されたとのことでありますが、地方の実情とつらさを十分に理解し実感しておられる河野委員長の誕生を大きく喜び、大きな期待を寄せております。

そこで、まず願うのは、コロナからの経済回復であります。令和3年度はコロナに伴う景気低迷等で、国・地方を通じた税収減が見込まれるとともに、地方財源総額の不足分を補うため、臨財債の発行増も予想されるなど、令和3年度の地方財政対策及び税制改革は例年以上に厳しくなると考えられます。委員長として、来年度に向けた地方財政及び地方税制に係る課題をどのように認識され、どう対応されるおつもりか、お聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 地方団体が抱える様々な政策課題に的確に対応していくためには、その基盤となる地方税財政の安定が必要不可欠でありまして、今回、地方税財政常任委員会委員長としての役割、極めて重責を担うものと考えておるところであります。

国の「新経済・財政再生計画」におきましては、令和元年度から3年度の予算編成に関しまして、「平成30年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされているところではありますが、令和4年度以降については、その確保が約束されているところではありません。

このため、引き続き、地方交付税総額の確保・充実を含め、地方一般財源総額の確実な確保・充実を図ることが極めて重要であると、認識

しております。

また、地方税制に関して申しますと、経済社会構造が大きく変化をする中で、地方税の確保・充実を図るとともに、地方法人課税の見直しをはじめとした、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を進めていくことが重要であると、認識しております。

これらの課題につきましては、様々な見解があるところではありますが、全国の知事や関係者としてしっかりと対話をし、連携を図りながら地方の声を取りまとめ、国に対して強く訴えてまいります。

○坂口博美議員 平成30年度の財政水準というのは、もうデッドラインだと思います。死守していただきたいと思います。

ところで、全国知事会というのは、47都道府県がまとまって地方の声を国に届ける、地方公共団体の重要な代表機関であります。人口分布や産業構造など様々な面において、それぞれが置かれている立場は大きく違います。特に、税源の偏在是正など地方税制をめぐる課題は、東京都などの都市部と、本県などの地方部とでは鋭い利害対立も予想されましよう。

さて、前任の石井隆一氏は、総務省において財政担当審議官や税務局長等を歴任されるなど、地方税財政に係る大変高い見識をお持ちの知事であり、政府与党内にも強力な理解者を持たれておりました。

例えば、一時期は内閣総理大臣といえども一目を置くと言われておりました、自民党税調の会長職であります。その会長を務められ、現在は同会の最高顧問に就かれております野田毅氏などがそれであり。石井氏は、このような強力な力を背に知事会をリードしてこられたと聞きます。

その任を継がれての委員長であります。極めて大変な立場で、極めて重い責任を求められることとなりますが、47都道府県をどのようにまとめ上げていかれるのか、また、本県の実情を踏まえ、今後どのように取り組んでいかれるのか、知事の決意と意気込みを伺います。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘のとおり、全国知事会を構成します47都道府県の置かれている状況や直面している課題、また財政状況は大きく異なっているところであります。

また、地方税財政常任委員会を構成する団体も、東京都や愛知県などの都市部と、本県のような地方部から構成されているところであります。これまで、法人課税の偏在是正などをめぐる議論の中では、全国知事会の平場の場面でも、大変厳しいやりとりがなされた、そんな状況もございました。

そのような中で、各都道府県の利害を調整し、国に対して提言を行っていくことは、並大抵のものではないと、強い覚悟で臨んでいるところであります。しっかりと地方の声をまとめていくという強い覚悟で委員長に就任し、仕事をしてまいりたいと考えております。

この重責を果たすため、専任職員の配置など体制を強化したところであります。また、私自身が、全国の知事や国の関係者と直接対話をし、また、今御指摘がありましたような国のキーパーソンとのパイプを太くしながら、地方自治のさらなる発展と地方創生の実現に向けて、委員会を主導してまいります。

コロナ対策や防災・減災対策の課題は、全ての地方団体で取り組むべき課題でありまして、本県のように自主財源に乏しく財政基盤の脆弱な地方団体においても十分な取組をすることができますよう、地方団体の代表として、国へ積

極的に提言を行ってまいります。

○坂口博美議員 かなりの覚悟が要ると思います。それで、覚悟とかその意気込みだけでは、これはどうしようもない固い壁だと思うんです。

それで、本県のような財政状況等の地方団体の立場からの提言、あるいは要望といったものを、まず知事会でまとめるとなりますと、宮崎の政治、あるいは経済など、暮らし全般にわたり熟知して、かつ戦略性にたけた人材をスタッフとして活用できるかどうか。これが、本当に成否の分水嶺になると思います。そのような面からも、ブレーンについてはよくよく研究し尽くされることを強く申し上げておきます。

では次に、先日行われました移転訓練について伺います。

去る11月4日の記者会見で、訓練についての課題や反省点を問われ、県としてもっと迅速に動くべきだったとの指摘があると答えておられました。それは、誰からの指摘であったのか、また、その指摘は的を射ているとの受け止めか、それとも射ていないとお考えか、知事に伺います。

○知事(河野俊嗣君) 今回の新田原基地におきます在日米軍再編に伴う日米共同訓練につきましては、県議会をはじめ、県民の方々、報道機関などから、県としてもっと迅速に動くべきだったのではないかと指摘をいただいているところであります。

今回の訓練では、米軍人が新田原基地の外に宿泊することについて、県民の間でも不安が広がったことや、迅速な情報提供を含め、国と地元との間で明確な合意や仕組みがなかったことなど、反省すべき点多々ありましたことから、御指摘につきましては、的を射たものと真

摯に受け止め、今後、さらに気を引き締めて対応してまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 今回の訓練というのは、国を守るという大義の下、独り沖縄県の方たちが負わされ続けてきた痛み、これを国民みんなで分かち合わねばとの考えで、その幾百分の1にも満たぬやもしれないが、少しでも貢献できるならとの思いで受け入れたものであります。

以後、その数を重ねてきた訓練であります。今回は今までと違い、地元の切なる願いにすら全く耳を貸さぬという国側の姿勢を見て、沖縄の皆様の本当の悔しさ、つらさというものは、私どもの察するところをはるかに超えるものであったろうと、新たなる認識を持たされました。

そして、この不条理さを生じさせている壁こそが、かの日米地位協定だったのだと実感いたしました。これについては、全国知事会でも、その見直しを求めているやにも聞きますが、その理由や内容及び結果などにつき、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 日米地位協定は、日米安全保障体制にとりまして重要な協定であると考えておりますが、協定の締結以来、一度も改定をされておらず、依然として米軍人等による事件・事故や飛行訓練の騒音被害などが発生しておりますことから、住民生活の安全を確保する上で、様々な課題があると認識しております。

このため全国知事会では、米軍機の飛行につきまして、航空法令や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入りの保障などを明記することを、各国の同様の協定などを分析する中で、国に対して提言をしてい

るところであります。

昨年7月に、国内での米軍機事故現場への日本側の立入りについてガイドラインの改正が行われるなど、運用面で一部改善されたところがあります。提言内容が実現したとは言い難い状況にありますことから、私としましても、引き続き、知事会と共に国に対して、地方の声をしっかり伝えてまいります。

○坂口博美議員 私は、この地位協定の大きな問題は、日米が対等な関係ではないと多くの国民が感じている点にあると思います。主権、あるいは対等を意識しての見直しを国には求めるべきだと思っております。よろしくお願ひします。

では、次に移ります。

独立国として主権を守り国民を守る。そのために、あらゆる方策を講じて国家の平和維持に万全を期し、さらにそれを高めていくのは、当然ながら国の責務であります。

そして、それを担保すべく手段の一つには、対国内的主権のための治安機能が、もう一つには、対国外的主権から生じる防衛機能があります。

そのうちの後者については、ごく一般的な手段として、外交と軍備との相乗効果による抑止力の向上があらうかと思ひます。

その抑止力の向上のために、痛みを分かち合おうとの精神で合意したのが、移転訓練の受入れであります。そのような意味からも、万に一つの大事の際はとの思いで、昼夜技を磨いている自衛官や米軍人に対しては、感謝の念こそあれ、批判の気持ちなど寸分たりとも持てはおりません。

今、私が持っているのは、あまりにも誠意のない防衛省の姿勢に対する憤りであります。そ

して、そこに求めているのは、「約束は守れ」、ただ1点であります。この対応を間違えば、国家防衛という重大事に一穴開きかねないほどの深刻な問題であるということを、国は知るべきであります。

米軍用宿舎整備に際しての、国、周辺自治体、そして県による3者協議での平成23年の合意事項には何が記されているのか。平成19年の新田原基地使用期間に係る合意内容と併せ、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 宿舎に関しましては、タイプⅡと言われる比較的大規模な在日米軍再編に伴う日米共同訓練を実施するため、約200人の米軍人が滞在できるよう整備する旨が記載された資料が存在しますとともに、新田原基地周辺協議会によります要望活動の際、九州防衛局長が、「今後は、基地内に宿泊施設ができることによって、外に宿泊することがなくなると思っている」と発言した記録が残っております。

また、米軍の新田原飛行場の使用期間につきましては、平成19年4月に九州防衛局と地元市町で締結している協定書におきまして、「共同訓練の期間は、訓練1回当たり約1日～15日、年間合計56日以内とし、使用に応じた展開と撤収に要する期間を別に考慮する」と明記されております。

展開と撤収の具体的な期間について、現時点においては、書面では確認できておりませんが、新富町からは、当時、九州防衛局から、訓練期間の前後1週間であるとの説明を受けたことや、これまでの訓練の実績から、訓練の1週間前に先遣隊が来県するとの認識であったと伺っております。

○坂口博美議員 今回の訓練実施の動きについ

ては、ホテルからの相談連絡が契機となって知ることになったということでありました。

一般的に考えますと、宿泊に関する相談であれば、商工担当部局への問合せが自然の流れであると考えますが、その連絡はどこにあり、それを危機管理局扱いとした理由は何であったのか、また、米軍による訓練が行われることを、知事は何により、いつ知るところとなったのか伺います。

○知事（河野俊嗣君） 米軍から宿泊予約の問合せのありました県内の宿泊施設から、9月17日に商工観光労働部に相談がありまして、その内容が、日米共同訓練に関連するものでありましたことから、日米共同訓練への対応を所管する危機管理局において対応したものであります。

危機管理局では、宿泊施設から相談を受けた9月17日に、九州防衛局に状況確認を行い、新田原基地において日米共同訓練を実施する方向で調整中であるということや、米軍人の宿泊先は基地の外で調整しているという情報を、その日のうちに入手したところであります。

私は、9月23日に危機管理局から、こうした九州防衛局からの情報や宿泊施設の対応状況について報告を受け、新田原基地における日米共同訓練に関する動きを知ったところであります。

○坂口博美議員 結論的には、この問題は危機管理事象に当たる問題だということは判断されたということでありますよね。問題はその後だったんですね。

その後、知事は米軍の基地内宿泊を要望されることとなるわけではありますが、要望に動くべしと判断されたのはいつのことで、また、その動機は何であったのか伺います。

○知事（河野俊嗣君） 県では、九州防衛局から、米軍が宿泊施設を実際に予約したという情報提供を9月30日に受けたところであります。事務レベルによります新田原基地周辺協議会幹事会での協議や、九州防衛局への基地内宿泊の要請なども予定されておりましたので、その時点で、私が直接行動するというまでの判断には至らなかったところであります。

その後、10月9日に、九州防衛局職員が県庁を訪れ、訓練期間や規模などの訓練概要について内々に情報提供がありまして、その時点に至るまで、繰り返し基地内での宿泊を求めているにもかかわらず、基地の外に宿泊するという方針が変更されていなかったことから、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点からも危機感を抱き、これまで、正式な情報提供を得ない段階での防衛本省への要望というのは極めて異例のことではありましたが、私自身が早急に防衛本省に要望する必要があると判断をしたところであります。

○坂口博美議員 そういうこととなりますと、このホテル確保の事実というのは、県議会の会期中に把握をされた。しかし、議会にも県民にも報告をされなかったということになります。

何か事あるごとに「県民に寄り添う」と、繰り返し知事は口にされますが、そのあなたの心の中をのぞきたくもなるのであります。

知事の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君） 県では、9月30日に九州防衛局から、米軍が宿泊施設を予約したという情報を得たところでありますが、この時点では、訓練に関する情報というものを、まだ断片的にしか得ることができておらず、日米間で調整中の段階と伺っておりましたので、正確性を期す観点から、全体の概要が判明した後、県議

会議員や県民の皆様には情報提供すべきだと判断したところであります。その点については、現時点で振り返りますと、様々な反省を持っておるところであります。

○坂口博美議員 把握できた情報が断片的だということは、一つには、情報収集の在り方にも問題があったのではないかなと思います。これは、今後に生かしてほしいと思います。

知事職責に係る危機関連情報については、まずその都度、関係者に報告すべきであり、そのような感覚では、県民からの批判というのは避けられるわけがありません。

知事の説明を伺います。

○知事（河野俊嗣君） 重要な御指摘でありまして、今回の訓練に係る対応を振り返りますと、情報入手後の行動や、県議会や県民の皆様への情報提供のタイミングなど、改善すべき点があったと反省をしているところであります。

県民の生命と財産を守ることが、私の最大の責務でありますので、様々な危機事象に迅速かつ的確に対応できるよう、さらに危機管理意識を高めてまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 まず、訓練中の出来事について伺います。

10月29日の米軍機オイルキャップ逸失の議員への報告は、その日の18時5分にファクスによりなされました。内容につきましては、その日14時35分に防衛局が県に提供した情報そのものでありましたが、実はその日の15時30分、つまり県が当該情報を入手してから55分後に、総務政策常任委員は調査先から県議会に帰着をしております。

県に危機意識なるものが少しなりともあるなら、その時点での対面による説明を欠かすことなどあり得なかったはずだと、いまだに理解に

苦しんでおります。11月6日の掃海訓練に関する情報についても同じような対応でありました。

これほどのタイムラグを要された理由につき、正真なる説明を危機管理統括監に求めます。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 米軍機のオイルキャップの逸失につきましては、九州防衛局と公表に係る調整を行ってございましたけれども、結果的に、国からは公表しない旨の連絡を受けたことから、改めて、国による公表や安全対策の徹底を求める要請文書を送付いたしまして、そのことを含め、県議会議員の皆様へ情報提供をさせていただいたところでございます。

また、日向灘掃海訓練に関する情報につきましては、艦艇が入港する日南市、日向市と共に、九州防衛局から説明を受け、両市の米軍人の上陸に係る意向を確認した上で、九州防衛局への要請文書の内容など、県としての対応を二役と協議いたしまして、その後、県議会議員の皆様へ情報提供をさせていただいたところでございます。

今回は、国・地元との調整や二役との協議を行った上で、県の対応を含めて県議会議員の皆様へ情報提供させていただくのが、あるべき姿と考えておりましたけれども、結果としまして、情報提供に時間を要しましたことから、まず第1報として事実関係の情報を提供し、その後、県の対応などについて追加で情報提供をすべきであったというふうに、反省をしているところでございます。

○坂口博美議員 二役との調整を済ませてから議会へ報告するのが、あるべき姿だということでありました。

その調整とは何なのか、それに要する時間は

いかほど必要なのか、知事にお尋ねいたします。

○知事（河野俊嗣君） 県としましては、国からの説明内容と県の対応方針を併せて、県議会議員の皆様へ情報提供を行う考えでありましたことから、まず日南市、日向市の意向を確認し、それらを踏まえ、県の対応方針を決定した上で情報提供をさせていただいたところであります。

今回は、九州防衛局から説明を受けた後、日南市、日向市とも持ち帰って対応を検討したいということでありましたため、その意向確認に一定の時間を要したところであります。

○坂口博美議員 これらの情報については、議会などの関係機関へ連絡する作業と、その情報に基づいて事後対応を検討する作業、これは別次元の話であります。

危機管理に係る事案については、その存在、そして内容をいかに正確に、いかに早く相手方に知らせるかに尽きようかと思いますが、報告を遅延させたことで、遅延に勝る何かを得られたのか、警察や教育委員会などへの報告の実際と併せ、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘、真摯に受け止めております。

今回、県議会議員の皆様への情報提供に時間を要したことにつきましては、先ほど危機管理統括監も申し上げましたとおり、まずは第1報で事実のみを情報提供し、その後、県の対応方針など詳細な情報の提供を行うべきであったと考えております。

また、今回の事案では、警察や教育委員会への情報提供も行っていなかったことから、今後、関係機関への適切な情報提供の在り方につきましても検討してまいります。

○坂口博美議員 情報不足、やっぱり警察は相
当な情報を地元で持っていますから、ぜひ、そ
れは前向きに取り組んでいただきたいと思いま
す。

二役協議を行うことで、県から議会へ報告す
る防衛局からの情報提供が変わることなどあり
得るのかなと、くどくなりますけど、知事に確
認をいたします。

○知事(河野俊嗣君) 二役協議は、あくまで
も県の対応方針などを協議するものでありまし
て、九州防衛局からの提供情報が変わるという
ものではございません。

○坂口博美議員 ところで、知事が防衛局への
不信感をあらわにされた対象の一つに、先遣隊
基地入り情報の提供の遅さというのがありまし
た。しかし、これについては、訓練期間の前後
1週間を準備及び撤収期間として認めることに
ついて、平成19年4月に九州防衛局から説明を
受けていたことを、先ほど認められました。そ
うなりますと、10月26日の訓練開始であります
ので、10月19日に先遣隊が基地入りすること
は、当然予測をしておくべきであります。

でありますから、この件で批判されるのは、
防衛省にはあらず、日頃の危機管理意識の低さ
を露呈された知事自身であるべきと思いますが、
考えをお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) 今回、九州防衛局から
先遣隊に関する事前の説明が全くなかったとい
うこともありまして、県には、訓練の1週間前
に先遣隊が基地入りするという認識がなかった
ことは、御指摘のとおり事実であります。

今回につきましては、これまでと異なり、国
に対して再三にわたり米軍の基地内宿泊を要請
している状況にある中で、先遣隊が来県して基
地の外に宿泊するという情報が直前になって寄

せられたことから、九州防衛局長に抗議を行っ
たところでもあります。

県としても、あらかじめそういう認識は必要
ではないかという御指摘について、真摯に受け
止めております。

○坂口博美議員 その話を聞かれた日、知事
は、この新田原基地内の米軍宿泊施設を視察さ
れていると伺っておりますが、そのときの感想
をお聞かせいただきたいと思えます。

○知事(河野俊嗣君) 新田原基地内の宿泊施
設につきましては、これまでの日米共同訓練に
おいて米軍人が宿泊をしてきております。新型
コロナウイルス感染症の状況下で実施された今
回の訓練でも、少なくとも一定数の宿泊は十分
に可能であったと考えております。

しかしながら、分散して宿泊することについ
ては、米軍から、効率的な運用を図る上で難し
いとの説明がなされておりますことから、コロ
ナ禍においても訓練参加者が全員宿泊できるよ
うな施設改修を要請していく検討も必要があろ
うかと考えております。

○坂口博美議員 アメリカという国は、プライ
バシーを非常に重要視する国である。幼少の者
でさえ個室を持って、たとえ親であろうと、勝
手に子供部屋に立ち入ることはしないやに聞き
及びます。

事あらば命をかけて国を守る決意を持ったエ
リート集団の若者に対し、日本なり米国なり
が、そのような宿舍しか準備しないなどとは信
じられません。

本当は、やがて基地以外での宿泊が予定され
ていて、今回の訓練には、その日のために、ホ
テル予約という商談行為や、それに伴う県民反
応分析などの目的があったのではないのかなと。
もしそれが功をなせば、今の約束の上限規

模200名には縛られず、シェラトンともなれば、1,000を超すベッド数があるなどの算用からのホテル泊だったのではなかろうかとすら考えます。

仮にそうであれば、ややもすると、訓練の規模や期間を制限できる歯止めを失い、拡大化や常態化につながるのではとの懸念すら生じるのですが、知事の御所見を賜ります。

○知事(河野俊嗣君) 今回の訓練では、九州防衛局からは、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、ソーシャルディスタンスの確保や、基地内の宿舎を隔離施設として使用する考えから、基地の外での宿泊となったという説明を受けているところであります。

これが前例となり、御指摘のように、なし崩し的に基地の外での宿泊が継続され、将来的に訓練の規模拡大や常態化につながることは、あってはならないことであります。

また、これまでの反省として、様々な口頭でのやりとりはなされているにしても、書面でしっかりと確認しておくことがなかったということがありまして、こうした宿泊の問題も含めて、具体的な措置につきまして担保できますよう、周辺5市町と連携しながら、九州防衛局と書面で確認をしてまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 やはり、書面というのは必要だと思ふんですね。そして、そのときの解釈が広くならないように。これは、このことだという限定された解釈に帰するような協定を結んでいただきたい、文書化していただきたいと思ひます。

ここでまた、「新しいゆたかさ」に関して伺います。

壇上で申し上げましたように、様々な面での

経済格差が広がり行く中、AIやICTの発達は、これまで人間が行っていた作業の自動化が急激に進むなど、人手不足などへの大きな救世主となるであろうとの期待があります。

一方、その向かう先は、果たして歓迎すべきばかりの世界なのか、否、その変化に追いつけず取り残される人たちも少なくないであろうとの懸念も、むしろ増幅してまいります。

また、それらの機械の学習能力は極めて高く、それに伴って、さらに作業の効率化・省力化が進めば、現在は人間に頼っている労働力の量は確実に減少することになります。

そのような中での新型コロナであります。

コロナによる雇用への影響につきましては、例えば都道府県労働局の集計によれば、11月20日現在での、今後解雇が見込まれる労働者数は、全国で7万3,000人を超え、その半分ほどが非正規の労働者とされております。

今回の雇用切りは、過去の不況時におけるリストラ、つまり経営立て直しのための一時的調整と違い、社会やビジネスの変化に対応できない人たちから先に解雇をされるというものであります。

そのようなことから、解雇される労働者のうち、効率化・省力化と引換えに退職を余儀なくされた人たちには、コロナ収束の後に戻れる職場が果たしてどれほどあるのか、大変心配であります。

ところで、このことに関する専門的な論文等はいろいろありますが、例えば野村総研によれば、日本の労働人口の約49%はAIやロボットの代替が可能であるとしております。そしてまた、世界の多数の研究機関の予測においても、AIの得意分野とされる仕事は、AIに取って代わられると共通して見通しております。

加えてソーシャルディスタンスであります。感染防止のためとはいえ、時代が求めているのは、人を孤立化へと追い込みかねない生き方の選択、つまり肌で感じ合えない社会の選択であります。

もしもそのような社会の実現となれば、もはや限界と思うまでに追い込まれしとき、その先を生きていく道を見いだせなくなるのは、いつの世も社会的に弱い立場の人たちであり、そこで選ぶ最悪の道は、誠に残念ながら、先ほど田口議員が詳しく尋ねられました、自らの命を絶つという、無念極まりない、この上なく悲しい選択であります。

今回のコロナでは、どのような方たちが、どのような苦難へと追い込まれ、県はそこへいかなる手を差し伸べているのか、その結果、その方たちは今いかにあるのか、過去のケースとの違いや本県の特徴なども含め、関係部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） コロナ禍におきましては、離職等により収入が減少し困窮する方や、悩みを抱える方が増えております。特に本県の自殺者数は、警察庁統計の暫定値によれば、20～40歳代の女性について、今年1月から10月が26人となっておりまして、昨年1年間の11人を大きく上回るなど、若い女性への深刻な影響が懸念されます。

県では、生活福祉資金特例貸付の周知及び利用促進、自殺予防夜間電話相談の受付団体の増や相談時間の延長、自殺予防「県民一斉“声かけ”プロジェクト」など、そうした方々への支援に取り組んでおります。

実績として、この特例貸付は、11月13日時点で約9,100件、32億円余りの利用、夜間電話相談は、4月から10月の間に、昨年比で約1.5倍の

約3,000件の相談がありました。

引き続き、自殺予防をはじめとして、県民のつらい気持ちに寄り添い、悩みを抱えた方にしっかり必要な支援が届くよう努めてまいります。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 総務省の統計によりますと、全国の正規雇用者数はおおむね横ばいで推移している一方で、非正規雇用者数は減少傾向にあり、本年9月現在、前年同月比で123万人減少しております。

これを男女別に見ますと、特に女性が前年比で73万人減少しておりまして、議員御指摘のとおり、社会的に弱い立場にある方々への影響を危惧しているところであります。

このため県では、労働局など関係機関と連携して、離職者を対象とした職業訓練を実施しておりまして、託児サービスの提供や雇用保険の対象とならない方に対する訓練手当の支給等も行っておりますが、こうした弱い立場の方々への利用につながっていないのではないかと懸念を持っておりますので、活用に向けて、関係機関と十分に連携を図りながら、周知等に努めてまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 自殺に関しては、特に本県の場合、今後がさらに心配な感じもあります。

また、現在講じておられます生活や就労支援につきましても、そのネットの目にかからない人たちも少なくありません。

そのセーフティネットの隙間をなくし、誰もが社会の担い手として輝ける場を創出できることが大切だと思います。そこにも光を当てて初めて、「新しいゆたかさづくり」と言うべきものであらうと存じます。

ところでその「ゆたかさ」でありますけど、県の将来像を見ても、知事が目指すとされてい

る「新しいゆたかさ」とはどのような姿なのか想像に難いのでありますが、少なくとも何人に対しても、「もう生きていけない」などと思わせることのないような県を目指されるのだろうという程度までは、この私にですら分かりません。

そしてそれは、1年365日毎日でなくてもいいけれども、県民誰もが、私の居場所はここだと実感できる日が過ごせ、明日はきっとよくなるかもとの希望を、進み行く先に掲げることができる、そういう宮崎をつくりたいと願っておられるのであらうと拝察いたします。

たまたま今の時代に、たまたまこの宮崎に生きているがために、精尽き、根果ててもなお、報いられない人たちがいるとなれば、それは県政の罪だと知るべきであります。

この先いかなる時代が来ようとも、誰もが自信を持って働ける場を、そして誰もが一隅を照らして生きていける宮崎をつくるのが、知事の使命であると信じます。

これを実現するがための道筋についても、「長期ビジョン」に示されることを求めます。知事の御見解を伺います。

○知事(河野俊嗣君) 100年に一度と言われております現在のこのコロナ禍、収束がなかなか見通せない中、全国的な失業者の増加や社会的孤立感の深まりなど、先行きに対する不安が社会全体に広がるのではないかと危惧しているところでもあります。

このような状況の中、私に課せられた大切な役割は、県民の皆様の暮らしや経済をきめ細かく下支えしていくとともに、本県の目指すべき将来像を県民の皆様にお示しし、先頭に立って新しい時代を切り開いていくことにあると考えております。

「新しいゆたかさ」の実現に当たりましては、御指摘のとおり、女性や高齢者、障がい者を含めあらゆる人々が、地域社会の重要な担い手として安心して働き、輝ける仕組みを整えることは、大変重要な視点であると考えております。

また、大きく不安が広がる中で、将来への希望の光をともしていくこと、これも大変重要な課題であると認識しております。

このため、新型コロナが本県の将来に及ぼす影響を見極めた上で、的確な施策を講じるとともに、総合計画長期ビジョンの見直しにつきましても、御指摘の視点も大切にしながら、引き続き、市町村や産業界、県議会の皆様の御意見も伺いながら、しっかりと検討してまいります。

○坂口博美議員 ぜひ、このところを次はしっかりとりたい込んでほしいと思います。

先ほど、私は壇上におきまして、明治維新時代の話をいたしました。それは、これからの時代、特に経済面などでは大変厳しい時代に突入していくことにならうかと思われまます。

そのような中であっても、県民がこぞって新しい価値観での豊かさを実現するためには、何としても「新しいゆたかさ」を宮崎でつくるんだとの目標を県民みんなが共有し、そして、そこにこそ私たちの心を満たしてくれる宮崎があるんだという希望を持って、歯を食いしばって、みんなで頑張っていく、それを可能とするリーダーとなれる知事であってほしいと願ってのことでありました。地方税財政常任委員長になられてからの知事には、今後はなおさら、総務省ではなくて、県民への視線を一層強くしてほしいと願っています。

これは私だけかもしれないけど、まだまだ東

京のほうに顔を向けられる、やっぱり成績のいい知事であってほしいと国から評価されるというのも大切かもしれないですけども、税財政委員長というのは、総務省とも相当激しくやり合っていないかんことも出てくる。特に東京の小池さん、あるいは吉村さんだ平井さんだという名うての論客、あるいは世論を背中にした知事がたくさんいます。豊かな県が多いです、平井さんは別として。そこと、まずは内部で議論をし合って、やっぱりこの宮崎の視線に立った、そういう提言なりをまとめていかないといかんわけですけども、相当なエネルギーを要するのではないかなと思っております。

そのことで、自分をしっかり支えてくれるスタッフというものは、すごく大事になると思うんですが、先ほども申し上げました、この宮崎のことを誰よりも知っている、それは、政治も経済も暮らしも全て、誰よりも知っている。戦略にかけても企画立案にかけても、他に勝るとも引けは取らないと、そういうスタッフで固めていく必要があると思うんです。

そして同時に、そういう人たちは、委員長の補佐、補助に専念をするべきだと思います。また、その開いた穴をどう埋めていくのかということで、今度の人事というのは相当な覚悟を持って、そして宮崎のためにということを確保しながら、オールジャパンに通用する、そういった常任委員会のリードというものを実現できる布陣というものをしっかりと考えていただきたい。周りにも了解をいただきながら取り組んで、一糸乱れない団結で進んでほしいということをお願いしまして、宮崎県が本当に次の計画でしっかりとしたよりよい県になることを心から願いながら、質問を終わります。(拍手)

○丸山裕次郎議長 以上で午前の質問は終わり

ます。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時52分休憩

午後1時0分開議

○丸山裕次郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、野崎幸士議員。

○野崎幸士議員〔登壇〕(拍手) 11月定例議会に当たり、議長のお許しをいただきましたので、質問通告書に従いまして質問を進めてまいります。

昨年11月に中国武漢市で新型コロナの発生が確認されて1年が過ぎ、ただいま世界では第2波、第3波の状況の中にあり、ヨーロッパ、アメリカを中心に世界中で累計感染者が6,000万人を超え、死者は約141万人と、冬が本格化するにしたがって増加するペースが加速している深刻な状況です。

我が国でも第3波の襲来かと言われる状況にあり、東京などの大都市部だけでなく、北海道などの気温が下がってきた地域などでも感染拡大のペースが速くなっていて、昨日までの全国の感染者数は約13万7,000人となっております。

本県においても、今月に入って感染者が81人確認されるなど増加傾向にあり、先日開催された新型コロナ感染症対策本部会議で、「本県は第3波に直面している」との認識を示しています。

このように、本県においては、昨年度終わりの新型コロナの発生から今日において、その収束は見えず、行政運営にも多大な影響を与えています。

本年度も、はや3分の2が過ぎました。

本年度は、持続可能な宮崎県の土台づくりと

して、「地域や産業を支える人財の育成・確保」「魅力的で持続可能な地域づくり」「社会の変化に対応し、成長する産業づくり」の3つの重点的な柱を掲げ、様々な事業を進めてこられたと思いますが、新型コロナにより、本年度の重点施策、事業の進め方にも大きな影響が生じていると思います。

このような中、これからの本県の持続可能な土台づくりをどのように進めていかれるのか、知事にお伺いし、以下の質問は質問者席から進めてまいります。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

本格的な人口減少社会を迎え、時代が大きく転換していく中で、将来にわたり地域の力を維持していくためには、持続可能な本県の土台をしっかりとつくり上げていくことが重要でありまして、今年度は、御指摘がありました3つの柱に基づき、必要な取組を進めているところであります。

現在、新型コロナの感染拡大によりまして、国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭が延期されるとともに、観光や物流、地域交流など、施策展開に影響が生じている分野も出てきております。

一方で、県民の安全・安心の確保につながる防災庁舎の完成でありますとか、国土強靱化に向けた道路・河川等のインフラ整備、また、医療・福祉体制の充実、さらには、にぎわいの創出につながる宮崎駅西口の再整備など、将来に向けた必要な取組は、着実に具体化をしているところであります。

このような取組をさらに加速化させていくためにも、新型コロナによって顕在化した地方回帰やデジタル化などの新たな動きを捉え、

それらに的確に対応しながら、本県の将来を見据えた持続的な成長につながる取組を推進してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○野崎幸士議員 本来であれば本年度は、東京オリンピック・パラリンピックの開催、本県においても、先ほどありましたが、国文祭・芸文祭が開催される予定で、その開催効果を将来の地域づくりに大きくつなげるはずでしたが、新型コロナによって、事業の延期、また様々な分野・業界で多大な影響が生じ、新たな問題への対策も増える中で、持続的な成長への取組を進めていく上で重要なのは、何より本県の財政を安定かつ健全に運営することだと思っております。

しかしながら、本県の喫緊の課題であります人口減少問題、それに輪をかけるような新型コロナの感染拡大によって、税収の伸び悩み、税収減が予想される中で、急速な高齢化による社会保障費等の増大を鑑みますと、さらに財政的な課題が深刻化していくことが懸念されますが、これからどのように健全で安定的な財政運営を進めていかれるのか、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘のとおり、新型コロナの影響により、地方税等の減収が見込まれていることに加えまして、社会保障関係費の増加や防災・減災対策、7年後に迫りました国民スポーツ大会の開催経費、公共施設等の老朽化対策などに多額の財政負担が、これからも見込まれるところであります。

そのため、本県におきましては、財政見通しの策定などを行い、将来を見据えた計画的な予算計上や、手厚い地方財政措置のある起債を可能な限り活用するなどして、財政関係2基金の残高の確保や県債残高の平準化など、健全な財

政運営に努めているところであります。

また、こうした課題に的確に取り組んでいくためには、地方の安定的な財政運営に必要となります。地方交付税をはじめとする一般財源総額の継続的な確保・充実を図ることが、何より重要であると考えております。

先日、全国知事会の地方税財政常任委員長に就任したところでありますので、本県の実情も十分に踏まえて、来年度の国の税制改正や地方財政対策に向けて、引き続き地方の声を国に強く訴えてまいります。

○野崎幸士議員 本県の26市町村が、9月までの本年度の補正予算に新型コロナ対策として計1,444億円を計上し、そのうち17市町村が財政調整基金から計52億円を取り崩し、多くの自治体で本年度の財調残高が目減りする予想との報道がなされました。

ただいま、県をはじめ県内各自治体では、来年度当初予算の編成作業が進められています。

先ほどからの深刻な財政課題、また、迫りくる新型コロナ第3波からの先の見えない対策等々、本当に厳しい財政運営を強いられることは間違いないと思います。

このたび、知事が全国知事会の地方税財政常任委員長に就任されたということですので、しっかりと地方の厳しい財政状況を国へ訴え、地方へ的確な措置を講じていただくよう要望します。

さて、4年前に三菱総合研究所から、これからの行政・住民・地域の在り方を示す重要な指摘がなされていたので、紹介したいと思います。

「高度成長期以降、住民の行政依存は高まり、行政の守備範囲が大きく拡大した。それまでは家庭や地域で解決していた問題も、全

て行政に委ねるようになった。

住民が望むものは「あれもこれも」対応した。税収も行政職員も増え続けていた時代はそれでも対応できた。

しかし今後は、住民の要望全てに対応することはできない。(中略)行政が対応する範囲を狭めざるを得ない。「あれもこれも行政に委ねる時代」から、「あれかこれかの判断を住民が行う時代」に移行することになる。そのためには、住民も行政も、考え方を180度転換しないとイケない。」

といった指摘であります。

財政的な課題を背負いながら、一方では複雑化・多様化する行政需要も増加する中、特にこれからは、「あれもこれも」から「あれかこれか」という県民・住民の御理解と御協力が必要になると思いますが、知事の所見をお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 今般の新型コロナにおきましても、新しい生活様式への対応や県民生活を支える取組、本県経済を維持するための対策など、新たな行政需要が発生しておりまして、行政に求められる役割は複雑化・多様化しているところであります。

財政状況が厳しい中、地方団体としての役割を果たしていくためには、行政ニーズを的確に捉え、議員御指摘のとおり、公共性に照らして、施策や事業の選択と集中を図ることが大変重要だと考えております。

そのため、令和3年度に向けた予算編成におきましても、全ての事業について、必要性、緊急性、費用対効果、役割分担等の検証を行っているところであり、施策の構築に当たりましては、県民の理解を得ることができるよう、県民の皆様の声をしっかり聴き、より効果的・

効率的な事業となるよう取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 10年超経過した平成の大合併から続けてきた、地域自治力の再生と向上に加え、これからは特に、行政の役割と範囲を明確に示し、施策や税金使途の「見える化」を進めていくことが、県民への理解につながると思いますので、しっかり取り組んでいただくよう要望します。

先日、令和3年度当初予算の編成方針と重点施策の説明をいただいたところです。

予算編成においては、新型コロナの影響により、令和3年度以降の県税収入が厳しい状況になることを見込んでの財政運営を進めていくこととし、「コロナ危機の克服と新たな成長の基盤づくり」をはじめ、4つの柱を掲げ、重点的に進めていくとのことですが、人口減少・高齢化といったような社会的な人口構造の変化と、新型コロナのような突発的に社会全体に長期間影響を及ぼすであろう事態でやるべき手法は、「スクラップ・アンド・ビルド」壊してからつくるのではなく、「ビルド・アンド・スクラップ」新たな施策（やるべきこと）を決めて、既存の施策を見直し、縮減あるいは廃止を進め、財源を捻出していくことが大変重要なことだと思いますが、総務部長にその所見をお伺いいたします。

○総務部長（吉村久人君） 本県財政は厳しい状況にありますが、県民生活を支える上で必要となる取組や、喫緊の課題への対応につきましては、しっかりと予算措置することが重要であります。

令和3年度当初予算編成におきましては、来年度も引き続きコロナ対策が必要であること、近年、激甚化・頻発化する自然災害の状況を踏

まえ、引き続き防災・減災対策が必要であることなどから、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業及び「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」後に係る公共事業につきましては、通常予算要求枠の別枠として措置することとしております。

一方で、多額の財政負担が見込まれる中、引き続き健全な財政運営に取り組む必要がありますので、令和3年度の予算編成に向けて、全ての事業について、その必要性などの検証を行っているところであります。

○野崎幸士議員 中長期的な将来に向けた政策と予算の確保も重要なことだと思いますが、今起きている大きな問題を鑑みたときに、施策の優先順位と見直し、事業の縮小や廃止の検討を進めていくことも大変重要だと思いますし、やらなければならないことだと思います。

既に進めている、抱えている国文祭・芸文祭、県立宮崎病院再整備、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会等、また、先ほどの防災・減災対策、公共施設の老朽化対策、少子高齢化・人口減少に伴う社会保障費、また新たに新型コロナ対策等々、多額の財政負担が見込まれる中で求められるのは、県民の御理解と御協力、的確な事業の執行と確実な成果でありますので、しっかり取り組んでいただきますよう要望いたします。

次に、農政問題について質問します。

新型コロナの感染拡大によって、本県の農畜水産業は、価格低下や出荷量の減少等の影響を受けており、その中で、花卉・野菜・果樹等では約12.3億円の影響があったと試算されています。

このような中、農水省では、新型コロナの影響を受けた花卉・野菜・果樹等の高収益作物に

ついて、経営を断念せずに次期作に前向きに取り組めるよう、「高収益作物次期作支援交付金」の支援措置を講じました。

本交付金は、2月から4月に出荷実績のある農家等を対象に、次期作の資材購入等に対し、10アール当たり5万円を基本に、施設栽培の花弁や大葉などは10アール当たり80万円を定額交付するものであります。

報道では、国が公募を開始し、7月末での申請総額は460億円と、予算額242億円を大きく超えたとのことでした。

このため国は、10月12日に交付要件を突然見直し、減収した品目の作付面積に限定するとともに、交付額も減収額を上限とするなど要件を厳格化しました。

この要件見直しにより、交付金額が減少したり、交付対象外となる農家が出ております。中には、補助金の満額支給を見込んで機械や資材を購入した農家もあり、農家の間では不安と怒りが広がりました。

このような状況を受け、国は10月30日に、機械や資材を10月30日以前に購入や発注した者を支援対象とする要件緩和の追加措置を公表しております。

現場では、追加措置を歓迎する声がある一方で、度重なる制度変更に対し、混乱と行政等に対する不信感が高まっております。

そこで、各地域で要件変更に関する説明会が実施されているとのことですが、農家の方々からどのような不安の声や質問が出ているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 県では、市町村・JA等と連携し、5月から、本交付金の活用に向けまして積極的に推進しており、国における今回の突然の運用見直しにつきまして

は、非常に驚いたところでございます。

まず、10月12日の運用見直し直後の、地域単位で実施された農家説明会では、「申請済みの交付金は満額もらえるのか」「既に購入した機械や資材の交付金も減額されるのではないのか」「今後、さらなる見直しがあるのではないのか」といった質問や不安の声が出たところがございます。

また、10月30日の追加措置公表後に開催された説明会におきましては、「追加となる証拠書類等をそろえるのが大変ではないか」「交付金の支給を早くしてほしい」などの質問や要望があったところがございます。

○野崎幸士議員 私も農家さんから、再三の要件見直しで「何が対象となるのか」「どこまで対象となるのか分かりにくい」などの声をいただいているところですが、このような農家の不安の声や質問に対して、県はどのように対応しているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 今回の2度にわたります大幅な運用見直しは、農家をはじめ、申請事務を行っているJAや市町村に大きな混乱や負担を招いており、県としましては、交付金の速やかな執行に向けまして、正確な情報の周知ときめ細やかな対応が必要であると考えております。

このため、国に対しまして、全国知事会をはじめとするあらゆる機会を通じ、事態の收拾に向けた提案や要望活動を行ったところであり、国からは、追加措置や公募期間の延長につきまして見直しがなされたところがございます。

現在、県では、国による地域単位での農家説明会や申請受付におきまして、個別相談や申請事務のサポートを行っているところござい

す。

今後とも農家に寄り添い、国の動き等も把握しながら、しっかり支援してまいります。

○野崎幸士議員 全国知事会を通じて要請をされたとのことですが、農家が次期作に希望を持って取り組めるよう、引き続き国へ伝えていただきたいと、強く要望いたします。また、農家への丁寧なサポートもよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルスという未曾有の危機事象の経験を踏まえ、これからは、新たな生活様式や需要の変化等にしっかりと対応できるスマート農業技術等を取り入れた、魅力ある農業を目指すことが必要と考えております。

そこで、耕種農家が次期作に希望を持ち頑張れるような農業の実現に向け、どのような施策を進めていくのか、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 本県農業は、新型コロナウイルス感染症への対応に加えまして、激甚化する自然災害や担い手の減少など様々な課題を抱えるとともに、大きな転換期を迎えております。

このため、現在策定中の第八次宮崎県農業・農村振興長期計画におきましては、コロナ禍における国産回帰の動き等をチャンスと捉え、あらゆる危機事象に負けない、そして意欲ある農家が夢と希望を持って営農できる産地づくりを進めていくこととしております。

具体的には、スマート農業技術をフル活用した、生産性が高く安定供給できる産地づくりを進めるとともに、契約取引や生産工程の分業化による耕種版インテグレーションの取組と、冷凍野菜や漬物等の加工事業者との連携をさらに加速させるなど、産地加工機能を強化してまいります。

本県の農業は、外貨を稼げる産業であるとともに、食品加工や観光など幅広い産業と深く結びついております。稼げる魅力ある農業の実現に向けて、オール宮崎の総力戦で取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 高齢化や後継者不足による農業従事者の減少等において、次世代を担う意欲ある担い手の育成・確保が不可欠となっている中、本県においては、3年連続で400人以上の新規就農者が就農しており、増加傾向にありますので、先ほどのスマート農業技術の促進とともに、農地の集積・集約化、所得向上対策をさらに進め、本県農業の魅力向上に取り組んでいただくことを要望します。

次に、防疫について質問します。

渡り鳥の飛来時期に入り、韓国の野鳥ふん便から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出され、国内へのウイルス侵入を警戒していた矢先に、北海道でもウイルスが検出されました。

その後、11月に入ってから、香川県の養鶏場での発生に続き、鹿児島県において鶴のねぐらと野鳥のふんからもウイルスが検出され、昨日は、福岡県と兵庫県の養鶏場でも発生が確認されたことから、県内養鶏場での発生リスクは一段と高まってきていると思われませんが、高病原性鳥インフルエンザに対する本県の防疫対策について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(大久津 浩君) 議員御指摘のとおり、香川県、福岡県、兵庫県の3県で、10例の高病原性鳥インフルエンザが連続してございまして、鹿児島県でもウイルスが検出され、さらに本県でも、河川やため池等で野鳥の飛来が確認されておりますことから、非常に強い危機感を持っております。

防疫対策としましては、今年度、鶏舎内への

ウイルス侵入防止を徹底するため、925農場全てに立ち入り、きめ細かく指導してまいりました。

加えまして、水辺周辺などリスクの高い103農場に対しましては、再度立ち入りを行いまして、改めて指導を徹底したところでございます。

さらに、現在の危機的状況を踏まえ、養鶏関係者を対象とした緊急防疫会議や、万一の発生に備えた防疫演習を開催するとともに、防疫対策の強化を目的といたしまして、家畜伝染病予防法に基づき、知事の命令による石灰での緊急一斉消毒を実施することとしており、引き続き、生産者はもとより、関係者一丸となりまして、最大限の警戒態勢の下、発生防止に努めてまいります。

○野崎幸士議員 県内では、直近で、平成28年12月からその翌月にかけて、続けて児湯郡の川南町と木城町で鳥インフルエンザが発生し、合わせて約28万羽が処分されており、また過去にも何度も発生が確認され、大きな影響が出ています。

本県の農業算出額の約64%を占めている畜産のうち37.5%が「鶏」で、ブロイラーは、飼養戸数・飼養羽数全国1位、採卵鶏は、飼養戸数・飼養羽数全国20位と、全国でも重要な産地です。

また、今議会でも防鳥ネットの設置を支援する内容の家畜防疫対策事業が提案されていますので、徹底した防疫対策の体制を取っていただきますよう強く要望します。

また、CSF（豚熱）ですが、昨年まで、中部地域から関東にまでその感染が拡大し、本年11月には、奈良県において野生イノシシの豚熱陽性が初めて確認されるなど、国内でもいまだ終息には至らない状況です。

また、ASF（アフリカ豚熱）においても、全世界の豚の生産量の約45%を占める中国において2年前の8月に発生し、その後、アジア諸国で広がりを見せ、昨年9月にはお隣韓国でも発生が確認されており、今なおその感染が確認されています。

我が国では、空港で旅客が手荷物として持ち込んだ畜産物からASFウイルス遺伝子が多数検出された事例もあり、いつ日本に入ってきてもおかしくない状況です。

CSF及びASFに対する本県の防疫対策について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 豚熱やアフリカ豚熱を発生させないためには、水際や農場等の各段階におきます防疫対策の徹底が重要であります。

まず、水際防疫では、不正な畜産物の持込み防止を啓発いたしますとともに、国に要望しておりました検疫探知犬が、宮崎空港に8月から常時配備の体制が整うなどの強化が図られています。

また、農場防疫では、国の飼養衛生管理基準が改正・強化されたことから、野生動物の侵入防止のための防護柵や防鳥ネットの整備を支援いたしますとともに、農場に出入りする人や車両の、より細やかな消毒の徹底や、農場内での作業動線に沿いました衣服・長靴の交換などを重点的に指導しております。

引き続き、高いレベルの防疫対策を確実に実施するよう、全農場での立ち入り指導を行いながら、緊張感を持って対応してまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 本県は、豚も飼養頭数・飼養戸数全国2位と重要な産地ですので、CSFやASFを発生させないためにも、ウイルスを県

内に侵入させない、さらには農場に侵入させない、徹底した防疫対策を引き続き講じていただきますよう要望いたします。

今年の8月27日、平成22年に本県で発生した口蹄疫の終息から10年を迎えました。29万7,808頭もの貴い家畜の命が犠牲となり、畜産業をはじめ、本県全体に多大な影響を及ぼしました。

この口蹄疫からの復興の経験を糧に、本県畜産のさらなる発展を目指し、これからも徹底した防疫体制を構築していただくよう要望します。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について質問します。

この冬、新型コロナとインフルエンザの同時流行が大変懸念される中、本県の検査体制については、新型コロナとインフルエンザの検査需要を、インフルエンザ流行ピーク時で、両者合わせて1日当たり約4,500件必要と試算され、行政検査、抗体検査キット等で対応することとし、発熱患者等の診療・検査が可能な医療機関を「診療・検査医療機関」に指定し、現在、県内医療圏域ごとに、全体で348医療機関を指定しています。

また、軽症者が療養する宿泊施設として、県全体で250室、中等症・重症の入院病床数は、県全体で246床となっていて、全体的に予想される以上に体制は整っているとのことでしたが、今の全国的に感染者が急増している状況を見ますと、少し不安な気持ちになります。現在の本県における全般的な新型コロナ感染対策の所見を、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県では、感染拡大防止対策と医療提供体制の確保という大きな2本柱の取組を進めてきたところでありまして、第3波に対して、これらの取組を着実・迅速

に実施することが重要であると考えております。

特に医療提供の面においては、事実上の第2波の総括を踏まえまして、季節性インフルエンザ流行期に備え、身近なかかりつけ医等を診療・検査医療機関に指定し、発熱患者の診療や検査を行う体制を拡充するとともに、県の策定した病床・宿泊療養施設の確保計画に基づき、入院・療養の必要な患者が適切に治療・療養が受けられるよう、必要な入院病床、宿泊療養施設を確保しているところであります。

○野崎幸士議員 本県の今の感染状況は、多くても10人前後と、じわりじわりと増えている状況なので、このペースでの対応には問題ないようですが、今後、感染が急増することも予想されますので、しっかりとした体制拡充を進めていただきますよう要望します。

新型コロナ感染拡大に対する対応も重要ですが、これから、並行して落ち込んだ経済の立て直しを進めていくことが強く求められる中で、本県は、あらゆる分野で経済対策が進められています。

特に商工関係では、これまで新型コロナの影響を受けた事業者への救済・支援策として、小規模事業者事業継続給付金や応援消費プレミアム付商品券発行事業等々、様々な事業を進められていますが、本県の落ち込んだ経済からの復興という意味で、これまでの経済対策事業の成果をどのように評価されているのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 県ではこれまで、まずは、感染症の拡大により深刻な影響を受けた事業者に対する緊急的な支援、次に、事業活動における感染防止対策や中小企業者の販路回復等への支援、そして、冷え込んだ

消費の喚起を行っていくという方針の下、経済対策に取り組んでまいりました。

こうした中、事業者の業況感を示すD I や県内宿泊客数など、幾つかの統計データを見ますと、5月に緊急事態宣言が解除されて以降、持ち直しの動きが見られ、一定の効果が現れているものと認識しております。

しかしながら、コロナの影響は長期化することが見込まれますので、引き続き感染状況を注視するとともに、国や市町村等とも連携をしながら、本県経済の再始動と回復に取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 新型コロナの状況は、今、第3波の始まりかとも言われるように、波を打つように増減があり、その変化に経済も操られているような状況で、国においても、Go To トラベルやGo To イート等への見直しの声も上がっています。

このように長期化が予想される波の中で、経済を回復させることは大変なことだと思いますが、効き目のあるところを的確に見極めて、経済に刺激を与えていただくよう要望します。

次に、雇用情勢について質問します。

新型コロナ感染症の拡大が始まるつい何か月前までは、全国的に少子高齢化、人口減少の進展により、あらゆる分野・業種で人手不足による労働力不足が深刻な問題となっていました。新型コロナの影響で、その状況は大きく変化したようです。

11月9日の発表ですが、厚労省によりますと、全国で新型コロナの影響で仕事を失った人が、ハローワークなどを通じて行った調査で、今年1月末から11月6日までに、解雇や雇い止めで、見込みも含めて7万人を超えたことが分かりました。この数は、あくまでハローワーク

などで把握できた人数であるため、実際には仕事を失った人はさらに多いと見られていて、仕事を失った人は増え続けているようです。

厚労省は週次で、新型コロナが雇用に与える影響について、タイムリーに把握する観点から、各都道府県労働局の聞き取り情報や公共職業安定所に寄せられた相談・報告等を基に、雇用調整の可能性がある事業所数と解雇等見込み労働者数を集計していき、本県の直近の集計を見ますと、雇用調整の可能性がある事業所数が1,989事業所、解雇等見込み労働者数が597人となっておりますが、新型コロナが本県で確認され、拡大してから今日まで、この2者の推移とその動向をどう捉えられているのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長(松浦直康君) 宮崎労働局では、雇用調整助成金の相談や助成件数などを基に、雇用調整の可能性がある事業所数を集計しており、解雇や雇い止めの可能性がある労働者数と併せて、6月から毎週公表されております。

これによりますと、県内の雇用調整の可能性がある事業所数は、最初の公表では170事業所であったものが、その後、雇用調整助成金の周知が進み、申請数が増加したことなどから、直近では1,989事業所まで増加をしております。

次に、解雇等見込み労働者数は、当初の70人から、6月末までの1か月間で400人台に急増いたしました。その後は比較的緩やかになっておりますけれども、最近の全国的な感染の広がりを見ますと、安心できる状況にはないと考えております。

○野崎幸士議員 私も、今後の新型コロナの感染状況次第では、大変厳しい雇用情勢になると懸念しております。

本県では、新型コロナによる多くの失業者の発生、雇い止め、収入減等を懸念し、これまでの議会において、様々な事業が提案されてきました。

まず、6月定例議会において、他業種から建設業への労働力移動と地域雇用を維持する目的で提案された「建設関連産業雇用受入支援事業」また、7月臨時議会において、農業分野で副業的に短期就労ができる新たな体制づくりの目的で提案された「「農」で支える短期就労マッチング体制構築事業」ですが、これまでの取組状況について、農政水産部長と県土整備部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 御質問のありました事業では、コロナ禍の影響等を受けた方々に対し、副業として、週1日でも農業現場で働いていただける体制の構築に取り組んでいくところでございます。

具体的には、県外で実績のある企業を核に、JA宮崎中央会、県農業法人経営者協会が一体となった支援組織を7月に設立し、宮崎市内の拠点を中心に、事業周知やニーズ把握を進めております。

また、10月に開催いたしましたパート・アルバイト説明会では、予想を大きく上回る150名以上の応募があり、時間に融通の利く農業への関心の高さを強く認識したところでございます。

現在、収穫作業など、短期の労働力を確保したい農業現場とのマッチングを開始しております。生産者からも期待が大きいことから、本事業の推進にしっかりと取り組んでまいります。

○県土整備部長（明利浩久君） 「建設関連産業雇用受入支援事業」につきましては、コロナの影響により離職等を余儀なくされた方を建設

産業に受入れ、雇用する企業に対して、助成金を交付する事業でありまして、6月補正予算で措置されたものであります。

事業主体であります県建設業協会に8月からコーディネーターを配置し、これまで、各地区協会やハローワーク等への説明、建設関連企業へのPR、問合せ対策等に取り組んできました結果、先週末時点で25社からの具体的な相談がありまして、現在7人が、技術者や事務員として雇用されております。

引き続き、コロナ禍における地域雇用の維持に向けて、建設産業が離職者等の受皿となりますよう、建設業協会と連携しながら、事業のさらなるPRに取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 両者とも、新型コロナの影響による雇用の受皿として、また人手不足の解決策として、また農業・建設業を理解していただく上で、非常に評価できる事業だと思いますので、継続して力を入れていただき、他の業種でも同じような取組ができないか検討していただくことを要望します。

引き続き、また雇用について質問しますが、新型コロナが本県で確認されてから今日までの有効求人倍率の推移を、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 県内の有効求人倍率は、本県で最初の感染者が確認されました本年3月には1.28倍でありましたが、その後の感染拡大に伴う新規求人数の減少等により、3か月後の6月には1.10倍になったところでもあります。

7月以降は、求人の減少に下げ止まりの動きが見られたことに伴い、有効求人倍率はほぼ横ばいで推移しており、直近の9月は1.11倍となっております。

県内の有効求人倍率は、7月以降全国を上回って推移しておりますけれども、新型コロナウイルス感染症が収束しない中で、予断を許さない状況が続いております、引き続き注視してまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 有効求人倍率と失業率は、ある程度、反比例の関係にあります。

下げ止まりで1.0以上を若干上回る求人倍率で推移している状況からは、失業率はある程度落ち着いてきたのかなと見てとれますが、大変厳しい状況が続いているのが現状です。

新型コロナの拡大が始まった時期は、その影響を受けた業種で休業者が増え、その多くは非正規雇用者でした。

全国で見ますと、今年5月25日から10月30日まで、仕事を失った非正規雇用者は、見込みも含め約3万3,700人となっております、多くの非正規雇用者が失業された状況です。先ほどの有効求人倍率は下げ止まりの動きでありましたが、正社員の有効求人倍率の状況はどうなっているのか、商工観光労働部長にお伺いたします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 正社員に限定した県内の有効求人倍率は、5年前の平成27年12月では0.68倍でありましたが、人手不足を背景といたしまして、昨年12月には1.10倍まで上昇しており、その後、新型コロナウイルス感染症の影響などによりまして、本年5月には0.82倍まで低下をしたところであります。

直近の9月末時点では0.87倍となっており、求人減少は下げ止まりの傾向にありますけれども、まだ1倍を下回っている状況が続いております。

このため県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、離職を余儀なくされた方等を正社員として採用した企業に対する支援金につい

て、今月から受付を開始したところであり、引き続き正社員の求人の確保に努めてまいります。

○野崎幸士議員 正社員有効求人倍率が1.0を切っている状態がこのまま回復せず続くことを懸念すると、来年卒業する高校・大学卒業生（若者）の本県での就職が厳しくなるのではないかと心配しています。

特に、高校生の県内就職率が全国でも低い本県にとって、若者の県外流出を防ぐためにも、来春卒業する高校生の県内就職が気になりますが、来春卒業する高校生への本県の求職・求人の状況と産業別の求人数の状況を、商工観光労働部長にお伺いたします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 宮崎労働局によりまして、来年3月卒業予定の県内高校生のうち、就職を希望する生徒数は、9月末現在で2,455人であり、前年比で75人減少した一方で、県内就職を希望する生徒数は、19人増の1,510人であり、割合では、前年比で2.6ポイント増の61.5%となっております。

次に、県内事業所からの求人数は3,532件となっております、産業別では、製造業が879件、建設業が596件、医療・福祉が538件などとなっております。

これを前年と比較いたしますと、全体で784件減少しております、内訳としては、製造業で413件、宿泊・飲食サービス業で89件、建設業で79件の減などとなっております。

○野崎幸士議員 今現在の県内の求人数が、前年と比較して約800件減少している状況を見ますと、今後、新型コロナの状況次第では、この数字も大きく変化すると考えられます。

このような中で、先日、県教育委員会より、県立高校生の就職戦線において新型コロナの影

響で高校新卒者の地元志向が強まっているとの発表がありました。このことは、県内の私立高校・大学・短大・専門学校等の新卒者にも同じような傾向があるのではないかと想像しますが、若者の県内就職促進に向けた取組を、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 県では、来年3月卒業予定の高校生、大学生等の雇用機会を確保し、県内就職を促進するため、7月に予算化いたしました「新卒採用企業応援給付金」の活用を広く促しますとともに、来月には、労働局など関係機関と連携して、就職先が決定していない高校生や大学・短大生等を対象とした就職面談会を開催することとしております。

また、コロナ禍を機に地方への関心が高まっておりますことから、今後とも、働きやすい職場づくりや地域の中核となる企業の育成などを通じて、働く場としての魅力を向上させるとともに、こうした魅力や宮崎の暮らしやすさをインターネット等を活用して広く発信し、若者の県内就職促進を図ってまいります。

○野崎幸士議員 コロナ禍での就職戦線を逆にチャンスと捉え、都道府県「幸福度」ランキング2年連続全国1位の本県の魅力と、県内企業の紹介をしっかりと若者に発信し、若者たちの県内就職、定着にしっかりと取り組んでいただくよう要望します。

先ほどの本県における正社員有効求人倍率1以下という現状を、コロナショックの正規雇用への影響が少し遅れて今から始まっている状況と仮定するならば、これからしばらくは本当に厳しい雇用情勢が続くことが懸念されます。

このように、新型コロナウイルスの感染拡大による休業・失業等で収入が減少し生活が困窮する人が

増えていく可能性がある中、全国での生活保護の申請状況は、7月までに対前年同月比で3か月連続の減少となったと、厚労省から報告されていますが、本県の生活保護の申請状況を福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 国内で最初に新型コロナ感染者が確認された1月以降の本県の生活保護の申請状況につきましては、1月に157件、2月に156件であったものが、3月に207件まで増加し、この3月が件数のピークとなっております。

なお、4月以降はおおむね減少傾向に転じておりまして、8月の申請件数は136件となっております。

○野崎幸士議員 本県と全国の申請状況は、ほぼ同じような傾向でして、厚労省は、申請件数が対前年同月比で、5月から3か月間連続で減少したことについて、特別定額給付金や緊急小口資金などの支援制度の利用が広がったためではないかと分析しているようですが、全国での雇用情勢が悪化した4月の生活保護の申請件数は、前年同期比で25%増え、支給開始の決定までに長時間かかるなどの混乱が起きたようです。

本県も、答弁にあったように、3月にピークとなったとのことでしたが、生活保護法では、申請から保護決定通知までの期間を原則14日以内に行われなければならないと定めており、通知が遅れる場合は、合理的な理由をもって、申請から30日以内でなければならないと定めています。コロナ禍の中、特に申請がピークとなった時期に、申請から通知までスムーズに行われたのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 御指摘のとおり、生活保護の申請から保護決定の通知までの

期間につきましては、法律により期限が設けられております。

特にコロナ禍において、収入減少等により生活に困窮する方々を支援するため、速やかに保護決定を行うよう、国から通知が発出されているほか、各福祉事務所長宛てに、県から同様の通知を行っているところであります。

本県の申請件数がピークとなった3月においては、通常と比べて保護決定の通知までに時間を要したという状況はありませんでしたが、新型コロナウイルスが県民生活に与える影響に鑑み、今後とも速やかな保護決定に努めてまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 コロナ禍の長期化や第3波とも言えるような感染者の急増、また、先ほどからの全国的な雇用情勢の動向を見ますと、今後、生活保護の申請が増加するおそれは十分あると思われまので、その動向を見据えながらしっかりとした体制を整えていただくよう、要望します。

次に、全国の男女別の失業率を見ますと、非正規雇用の割合と女性の就業者が多い宿泊業・飲食サービス業が、新型コロナウイルスの影響をじかに受けたため、25歳から34歳の女性の失業率が上昇している状況で、このような状況との因果関係は明らかではありませんが、全国では7月以降、女性の自殺者数が急増しています。

さきの国の第2次補正予算において、低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金の給付や、生活困窮者等への支援の強化等々が盛り込まれましたが、その支給等が8月か9月になったことを照らし合わせれば、先ほどの女性の自殺者数に、給付金の支給まで持ちこたえられなかった方々の数が含まれているのではないかと悲観させします。

これから年末にかけて、生活困窮者、自殺者の数が増えるのではないかと心配な声もありますが、ひとり親家庭を含む生活困窮者の現状と、改めてその対策を福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） コロナ禍におきまして、生活に困窮する方々は、生活福祉資金や住居確保給付金の実績からも増えているものと考えております。

このため県では、6月議会で認めていただいた事業により、生活困窮者自立相談支援機関の人員を4名増員しまして機能強化を図り、窓口での相談対応に加え、民生委員への聞き取りや巡回相談の実施によって、生活困窮者を積極的に把握し、きめ細やかな支援に努めているところであります。

なお、ひとり親家庭につきましては、児童扶養手当の受給世帯や、新型コロナウイルスの影響を受け収入が減少した世帯などに対する「ひとり親世帯臨時特別給付金」の支給を始めておりまして、10月末現在、県全体で延べ1万7,470件、約11億円となっております。

○野崎幸士議員 本県は、全国的に所得が低く離婚率が高いこと、また、先ほどからの雇用状況を鑑みれば、生活困窮に陥っている、またこれから生活困窮に陥っていく方は増えていくと想定できます。行政の支援制度を知らない生活困窮者がいないよう、支援制度の徹底した周知とその手続までの丁寧なサポートを行っていただくよう要望します。

このように、第1波から第3波とコロナ禍が長引く中、経済的・精神的に追い込まれた末の自殺の増加が全国的に懸念されています。

我が県の自殺死亡率は、依然、全国平均を上回る状況ですが、全国及び本県の自殺者数の状

況はどうなっているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 今年1月以降の自殺者数につきましては、警察庁自殺統計の1月から10月の暫定値によりますと、全国の10月の自殺者は、発見地・発見日ベースで2,158人で、対前年同月比で約40%増、また、1月から10月までの累計自殺者数は1万7,303人で、対前年比約1%増となっております。

本県では、10月の自殺者数は32人で、対前年同月比で2倍、累計自殺者数は194人で対前年比約10%増となっております。

本県の自殺の原因や動機につきましては、速報である現時点では詳しく分析できていない状況です。

全国的には自殺の背景として、雇用などの経済問題、DVや育児、介護などの生活・家庭問題、精神疾患など様々な問題が絡み、それらがコロナ禍で深刻化していることや、有名人の自殺が続いたことなどの指摘があります。

○野崎幸士議員 全国も本県においても、深刻なペースで自殺者数が増えているようですが、どのような対策を講じられているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県ではこれまで、普及啓発や人材養成、相談対応等の総合的な自殺対策を実施してきており、インターネットで「死にたい」などと検索すると、自殺予防ポータルサイト「ひなたのおせっかい」のバナーが表示されるよう設定するなど、悩みを抱える方が適切な相談機関につながりやすい環境も整備してきております。

さらに、自殺者数の現状を踏まえ、今後の生活に不安を感じ、生きづらさを抱えている県民の皆様へ寄り添い、相談機関へつなげるための

取組として、11月11日から、「県民一斉“声かけ”プロジェクト」の呼びかけを強化するとともに、各種相談機関の周知及び相談対応として、「悩みごと一斉相談」を実施しているところです。

今後とも、各部局や関係機関と連携を図りながら、悩みを抱えた方が支援につながるよう、自殺対策の推進に努めてまいります。

○野崎幸士議員 大事なのは、自殺を考えている人に直接、または電話、メール等で接触し、悩み・思いを聞いてあげることに尽きると思います。

様々な対策を実施しているようですが、このような対策が自殺を考えている人にうまくつながり、寄り添って助けられるよう、取組の周知拡大を徹底していただくよう要望します。

次に、交通行政について質問します。

近年、全国的に、経年劣化で横断歩道や中央線などの白線が薄れ、消えかかっている事故や違反につながるという問題になっているようですが、今回は特に、歩行者への危険度が高い横断歩道について質問します。

横断歩道の劣化については、私にも数多くの要望が寄せられていることを考えれば、恐らく県内各地域から多くの指摘・要望が寄せられているのではないかと想像はつきますが、本県には横断歩道が何か所あって、その消えかかっている横断歩道をどのように把握し、昨年度、何か所補修をされたのか、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（阿部文彦君） 横断歩道は、交通の安全と円滑を確保するための重要な交通安全施設であり、令和2年3月末現在、県内約1万5,000か所に設置されております。

横断歩道につきましては、警察官の日常活動

を通じた点検や、毎年、年度当初に重点的に実施する交通安全施設の点検、さらには、県民の方からの補修要望などで摩耗状況等を把握しており、昨年度は約1,700か所の横断歩道を補修しております。

○野崎幸士議員 単純計算しますと、県内の横断歩道を全て補修するには、全体が1万5,000か所ですから、昨年が補修が1,700か所で、割ると約10年かかる計算になります。

引き直しの目安は、おおむね8年とされていることと、交通量、また道路の路盤状況でその劣化年数をもっと短くなることを鑑みますと、毎年、劣化して薄くなった横断歩道の数は変わらない状況です。

また、このような横断歩道が通学路になっている箇所もあることを鑑みますと、大変危険なことだと思います。

過去には神奈川県で、消えかかっている横断歩道を渡ろうとした女子児童が車にはねられて死亡する事故も発生しているようですが、本県では、このような横断歩道での事故は起きていないのか、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長(阿部文彦君) 本県では、過去10年間、横断歩道上での児童や幼児の交通死亡事故は発生しておりません。

しかしながら、平成28年には、宮崎市大塚町で、横断歩道を横断中の小学生3人が車にはねられた重体事故が発生しております。

過去10年間の横断歩道上での交通事故件数は、毎年130件前後発生し、平成30年中は4名、令和元年中は1名の方が亡くなられており、いずれも高齢の方でありました。

○野崎幸士議員 近年は、高齢者の死亡事故も起きているようですが、今後、消えかかった横断歩道の補修をどのように対応されていくの

か、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長(阿部文彦君) 横断歩道につきましては、表示の摩耗の程度、交通環境などを総合的に判断し、厳しい財政状況の中、予算の範囲内において、必要性、緊急性の高い箇所を順次選定して計画的に補修を行っております。

今後も引き続き、道路管理者とも連携を図りながら、適切な維持管理に努めてまいります。

○野崎幸士議員 先ほどの、神奈川県で女子児童が車にはねられて死亡する事故の後、その危険性と修繕の要望が高まり、県が関連費用を倍増させ、集中的に修繕が進んだ経緯があります。

限られた予算内で、県内全域のバランスを取りながら修繕・補修等を進められているようです。もちろん、本県の財政が厳しい状況なのは承知しておりますが、県民の命、また生活に直接関わる大きな問題だと考えますので、維持管理に必要な予算をしっかりと確保していただくよう、強く要望します。

質問は全て終わりましたが、先ほどの自殺者数を見まして、今日で僕が3人目ですけれども、前の2人の先輩議員ともかぶっている質問が、まずは経済対策、雇用、そして自殺対策と、感染の予防対策以外に、今、そっちに移行しているんだというのが現れていると思います。

感染して死亡する方よりも、このコロナによって悩んで、自ら命を落とす人が多いという現状を、しっかり行政としても酌んでいただいて、そういったいろんなサポート、またいろんな救いの手を、また支援を講じていただくよう強く要望いたします。私の一般質問とします。ありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎議長 次は、河野哲也議員。

○河野哲也議員〔登壇〕（拍手） 通告に従い、順次質問をさせていただきます。

まずは、デジタル化推進について、知事にお伺いします。

社会のデジタル化の司令塔として、政府が来年9月に創設を目指す「デジタル庁」。勸告権など強力な総合調整機能を持つ組織とし、国や地方自治体などの情報システムを統括するとしています。

公明党は、11月13日に党推進本部とデジタル庁設置推進ワーキングチームが、菅首相と平井デジタル改革担当相に対し、同庁の設置に向けた提言を行いました。

デジタル庁の設置により、行政手続がスマートフォンで完結するといった利便性の向上や、データの利活用を、日常の生活だけでなく学術研究や政策立案などにも役立てていくことを求めました。

申入れの席上、高木本部長は、デジタル庁の在り方について、「データの利活用をもって、国民の最大幸福を実現するための不断の努力を行う司令塔となるのがデジタル庁だ」と訴え、常設の組織とするよう提唱。官民から人材を結集するとともに、職員採用においては、情報技術に関する技官「デジタル総合職」の新設も提案いたしました。

実は、10月11日、山口那津男代表は、公明党宮崎県本部大会に出席され、このときもデジタル庁の設置について言及され、「図らずもコロナ禍でテレワークやリモートワークなどのオンラインが普及し、仕事のみならず、教育や医療分野などでも新たな道が開かれた」とし、「設置によってデジタル化が社会に行き渡れば、私たちの暮らしに多くの利便性を与えてくれる」と訴えておりました。

まずは1問目、このように公明党も強く推進している国のデジタル庁の創設について、知事の所感を伺います。

2問目です。県においても、デジタル関係業務を一元的に取り扱う部局の設置が必要になるのではないかと思います。現状と今後の方向性について、知事にお伺いいたします。

壇上での質問は以上で、あとは質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

まず、デジタル庁の創設についてであります。

今回の新型コロナウイルスへの対応におきまして、官民を通じたデジタル化の遅れや人材不足、不十分なシステム連携など、様々な課題が明らかになったところであります。

このため、国においては、菅総理の主導の下、これらの課題の根本的な解決に向けて、行政の縦割り打破や規制改革を断行し、社会全体のデジタル化をリードする強力な司令塔としてデジタル庁を創設することとされております。

この新たな組織の創設により、国、地方自治体のシステムの統一・標準化や、マイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化、民間のデジタル化支援や規制緩和等を行い、デジタル化の利便性を実感できる社会にしていくこととされているところであります。

このところ、税財政常任委員会の仕事で要望活動を行うに当たりまして、国政や国の省庁関係者のデジタル化に対する問題意識は大変強いものがあるということ、肌身で感じておるところであります。

デジタル化は、本県にとりましても、山積する様々な課題を解決するための有効な手段であ

ります。それをさらに進めていくことは極めて重要だという認識の下で、国の動きにしっかりと連動して対応していきますとともに、将来にわたって持続可能な宮崎づくりに向けて、積極的に取り組んでまいります。

次に、デジタル関係業務の部局の在り方についてであります。

庁内の情報システムにつきましては、総合政策部の情報政策課におきまして、統一的な基準によるシステムの構築をはじめ、サーバーの集約化、パソコンやネットワークの集中管理など、一元化を進め、コストの削減や品質の確保を図っているところであります。

また、この情報政策課内には、ICTを熟知した職員の配置や、専門的な知見を有する外部人材も採用しておりまして、業務の推進を図っているところであります。

さらに、今年度から、暮らしや産業など各分野におけるデジタル化を総合的に進めるため、この課内に先端ICT利活用担当を設置するなど、体制強化を図ったところであります。

このように、本県では、デジタル関係業務を一元的に取り扱う情報政策課を設置しているところでありますが、国におけるデジタル庁創設などの動向やデジタル化の進展等を十分踏まえながら、今後さらに、デジタル化を進めていくという思いの下に、県としても体制整備も含め、引き続き的確に対応してまいります。以上であります。〔降壇〕

○河野哲也議員 デジタル化の推進について、介護現場と学校教育の現場での課題をお伺いいたします。

医療介護のデジタル化については、福祉保健部長にお伺いします。

本県では、2025年に高齢者数がピークに達す

ると見込んでいますが、要介護者へのサービス提供に必要な介護職員は確保できるのでしょうか。介護職員数について、近年の動向をお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 本県の介護職員数につきましては、県高齢者保健福祉計画におきまして、団塊の世代が75歳以上となり高齢者数がピークとなる2025年度（令和7年度）に2万3,784人必要であると推計をしております。

これに対し、厚生労働省の「介護サービス施設・事業所調査」では、直近の平成30年度で2万1,246人が実績値となっており、平成27年度からの3年間で約1,300人増加をしております。

○河野哲也議員 介護人材の不足、負担軽減を行うために、介護ロボットの開発と導入が進められています。

本県の介護ロボット導入支援事業の概要と今年度の申請状況について、お伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 介護ロボット導入支援事業につきましては、人材不足の状況や、新型コロナウイルスの発生によって感染防止対策の業務が増大している現状等を踏まえ、介護職員の身体的負担の軽減や業務効率化を図り、職員が継続して就労しやすい環境を整備するために実施するものです。

具体的には、介護サービス事業者が行う介護ロボットの導入や、見守り機器導入に伴うWi-Fi工事等の通信環境整備に要する経費の2分の1以内を補助するもので、介護ロボットの台数制限はありません。

今年度の申請状況ですが、予算額8,450万円を上回る応募がありましたので、一部台数等の調整を行い、63の事業所に対し、予算額とほぼ同額の約8,390万円の交付を決定しております。

○河野哲也議員 今年度の申込み状況から、介

護現場で積極的にロボット技術を導入されようとしていることがうかがえます。

昨年度の介護ロボット導入支援事業の採用実績を見ると、39の事業所で145台の介護ロボットが導入され、そのうち導入台数の88%、補助金額で80%と、大部分が見守り・コミュニケーションのための介護ロボットに充てられています。

先日、坂本議員から、介護関係者から見守りのための介護ロボット（眠りSCAN）の説明を聞いたとの報告を受けました。

マットレスや敷き布団の下にセットしたセンサーが、利用者の寝返りや呼吸、心拍を検出し、睡眠状態や覚醒状態をシステムが完全把握する。最大120人の利用者の状況がスタッフルームのモニターに同時に表示され、携帯端末に通知も可能。利用者が目を覚ましたタイミングでケアが提供できる。

これまで限られた人数で夜間の見守りに回らなければならなかった等々、職員の負担が大きく軽減される。利用者のデータは、体調変化の気づきやサービスの改善、家族との情報共有に活用することを想定している。

職員の労働環境の改善にとどまらず、介護サービスの質の向上、魅力的な仕事として、施設の運営の在り方を根本的に変える可能性を強く感じた。

と、坂本議員は報告されていました。

本年度の予算では、昨年度の実績を反映して、見守りセンサーの導入に伴うWi-Fi工事分の拡充が行われていますが、見守り介護は、センサーや端末などの機器と、管理をするシステム、通信環境などがセットになってプラットフォームとして機能する性質上、承認された補助金に応じた部分的・段階的な導入整備

は難しいと考えられます。

高齢化社会対策の重要事業と位置づけ、令和3年度に向けて、介護ロボット導入支援事業の予算額のさらなる拡充が必要と思いますが、県の考えをお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 介護ロボットにつきましては、見守り機器の導入によって部屋の巡回を効率的に行えたり、高齢者を抱え上げるリフトの導入によって腰への負担が軽減されたりするなどの労働環境改善のほか、若者などへの介護の魅力発信にもつながり、ひいては介護人材の確保に資する重要な事業と認識しております。

本事業は、国と県が財源を負担する地域医療介護総合確保基金を活用するため、国の基準に基づき補助することとなりますが、介護ロボット導入による効果を踏まえ、来年度の国の予算編成の状況を注視しつつ、普及促進に努めてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 よろしくお願ひします。

学校教育のデジタル化について、教育長にお伺ひします。

OECD（経済協力開発機構）の調査に、PISAという学力調査があります。日本の位置は御案内のとおりだと思いますが、一緒に学習状況も調査しています。例えば「1週間のうち、教室の授業でデジタル機器をどれだけ使いますか。」、日本はOECDでは最下位です。授業中にICTを使うというのが最下位なんです。学校外の宿題で使うのも最下位です。でも、1位もあります。ネットでチャットをする——1位です。一人用ゲームで遊ぶ——1位です。

つまり、日本の子供にとって、ICTは学習の道具になり得ていない。日本では、学習技術

は紙がベースで、コンピューターを使っただけの学習経験が著しく低い。しかも、授業に関わることで非常に低いというのです。

これは、学校教育のデジタル化が遅れているということが、とうとう子供たちの学力に影響を与え始めたという深刻なデータだと考えます。

まず、本県の教員のICT活用指導力の状況についてお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 文部科学省が例年実施しております「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」によりますと、令和元年度の本県公立学校教員のICT活用指導力につきましては、教材研究や評価・校務などにICTを活用できると回答した教員が、全国平均87%に対して、本県は82%となっております。

また、授業にICTを活用して指導できると回答した教員が、全国平均70%に対して、本県は62%となっており、全国平均を下回っている状況であります。

○河野哲也議員 GIGAスクール構想では、他国に比べ日本の学校教育におけるデジタル機器活用が大きく遅れている実態から、国が改善に向け1人1台のタブレット端末配備などに取り組んでいます。

しかし、教育現場にデジタル機器を導入した後、教員が使い方を分からず徐々に使用しなくなる問題が多発していると聞きます。

これを解決するには、授業などをサポートするICT支援員が重要ではないでしょうか。現場の負担を減らし、デジタル機器を活用し続けるため、支援員の雇用を拡充すべきだと考えます。

教員のICT活用指導力を高めるための取組と、ICT活用で不安を感じる教員への支援に

ついてお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） まず、教員のICT活用指導力を高めるための取組についてでございますが、今年度中に、全ての小中学校の担当者を対象として、授業における活用方法や、それらを校内で広めるための研修を計画しているところでございます。また、今年度、ハード面の整備を前倒しして図りますため、次年度以降は、指導力向上のための取組をより積極的に進めたいと考えております。

次に、ICT活用で不安を感じている教員についてでございますが、まず、専門家が操作マニュアルを作成したり、操作方法を直接アドバイスしたりするなどの支援を行うこととしております。

また、授業動画の公開や授業を参観できる場を設定するなど、ICTを活用した授業を身近に見ることができ環境を整えることによりまして、不安の解消を図り、あわせて、活用の意欲も高めてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 今、答弁の中で、ICT活用で不安を感じている教員に対して支援を行う専門家を配置するというふうにおっしゃいましたが、その事業について、もう少し詳しく教えていただくとありがたいです。

○教育長（日隈俊郎君） お話にありましたが、急速に学校ICT化が進む中、国におきまして、ICT関係企業OBなど知見を有する専門家を学校へ派遣します「GIGAスクールサポーター配置支援事業」というのを構築しております。

本事業におきましては、国と各自治体がそれぞれ経費の2分の1を負担して進めることとなっております。現在、県と9つの市町が本事業を活用しまして、教員等の支援を積極的に

行うこととしております。

○河野哲也議員 私が望んだのは、ICTの支援員ということですが、今、教育長のほうからお話しいただいたのは、専門家を配置することなので。これは本当に大事な事業じゃないかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

今回は、主として、介護と教育の現場でのデジタル化推進についていただきました。人口減少・少子高齢化が全国で最も進む本県が、デジタル化によって課題改善のモデルケースをつくっていくべきだと考えます。よろしくをお願いします。

児童虐待について、福祉保健部長にお伺いします。

11月は、厚生労働省が定める「児童虐待防止推進月間」であります。公明党は毎年、これを啓発する「オレンジリボン街頭演説会」を、女性議員中心に全県下で展開しています。

2018年度、全国では虐待死の内容でネグレクトが最多と報告されました。また、増加の一端をたどる児童虐待は、コロナ禍でさらに増えていると指摘されています。

本県の児童相談所における児童虐待相談対応件数の増加要因についてお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 本県の令和元年度の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、1,953件と、前年度に比べて574件増加し、過去最多となっております。

本県の児童虐待相談対応件数が増加した主な要因としましては、児童虐待死亡事件の報道等が増えたことで、県民の虐待への意識が高まっていること、また、学校や警察等における児童虐待への早期対応、児童相談所への通告の徹底が図られたことなどが考えられます。

○河野哲也議員 コロナ禍による要因は、まだ分析されていないかなと思うんですが、外出自粛や休校で、親も子供も家庭で一緒に過ごす時間が増える中、コロナの不安もあり、ただでさえストレスがたまり、これに親の収入減などの要素が加わると、リスクが高まってしまう。コロナ禍の影響で、児童虐待が潜在化している等の実態があると言われております。

専門委員会は、社会的な支援や親族から孤立していたり、妊婦健診等が未受診だったりといった状態の親子には留意すべきだと指摘しています。

児童虐待防止において、地域の関係機関で見守りの必要な家庭の情報を共有し、支援が継続できる仕組みづくりが重要だと考えますが、県の取組をお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 増加する児童虐待相談に適切に対応するため、県では、児童相談所の児童福祉司等の増員をはじめ、今年度から警察官や弁護士を新たに配置するなど、体制と専門性の強化に取り組んでおります。

また、市町村が設置する母子保健、子育て支援のワンストップ拠点となる「子育て世代包括支援センター」と、学校や警察、児童相談所等と連携して相談対応や調査、訪問等を行う「子ども家庭総合支援拠点」の一体的運用を支援しまして、見守りが必要な児童等の情報を共有しながら、児童虐待の発生予防・早期発見に取り組める体制づくりを進めているところです。

今後とも、関係機関との連携を密にし、市町村と適切な役割分担を図りながら、本県の児童虐待防止対策の充実に取り組んでまいります。

○河野哲也議員 関係機関との連携、相談というのが、今、コロナ禍の中で、なかなか届かない状況もあると思っておりますので、細かな配慮をよ

ろしくお願ひしたいと思ひます。

虐待防止推進月間について、児童虐待防止は、専門機関の仕事ではなく、県民全体の課題だということをお強ひしたいです。

子供自身が権利を持っており、それは絶対守らなければいけません。それを侵害されるのが虐待だということをお、親にも子供にも広く周知する機会にしなければならぬと思ひます。

続いて、HPVワクチン(ヒトパピローマウイルスワクチン)、子宮頸がんのワクチンですが、今日でちょうど3度目の質問をさせていただきます。

前回、前々回で、このコロナ禍で予防接種等の定期接種を含めて、その実態が非常に減っているということお、特にこのHPVワクチンの接種についても、なかなか進んでいないのではないかという声もありまして、確認をさせていただきますと思ひます。

10月9日に、国のほうから再通知があったと思ひます。定期接種に関する情報提供を個別に行うように、市町村は、予防接種法施行令第6条の規定により、対象者へ周知を行うこと。その周知の仕方としては、やむを得ない事情がある場合を除き、対象者へ個別に送付する。対象者等ができる限り漏れなく情報に接することができるように、当初は当該年齢より上の対象者にも送付する等の工夫をするのが望ましいという通知が、再々度来ているということも鑑みると、しっかりと行わなきゃいけない、遺漏できない通知だということお、質問をさせていただきますと思ひます。

今年の7月に、県が市町村に対して、HPVワクチン接種対象者へ個別通知するよう文書で依頼していますが、市町村の実施状況についてお伺ひします。

○福祉保健部長(渡辺善敬君) HPVワクチンの接種につきましては、接種対象者及びその保護者が、ワクチン接種の意義や効果、接種後に起こり得る症状等について、正しい情報を把握した上で検討・判断することが必要であると認識をしております。市町村に対し、今年7月に、接種に関するリーフレットの個別送付等による情報の提供について依頼をいたしました。

また、国が10月に示した対象者及び医療機関等に対する周知やリーフレットの改訂につきましても、再度、市町村に対して適切な周知をお願ひしたところおです。

なお、個別送付について確認したところ、既に半数の市町村において実施しており、残りの市町村も、準備や検討を進めております。

○河野哲也議員 ありがとうございます。

県の態度が市町村に反映されているのかなという思ひであります。

今年度のHPVワクチンの接種状況というのが分かれば、教えていただきたいと思ひます。

○福祉保健部長(渡辺善敬君) 県内の市町村が実施したHPVワクチンの接種者数につきましては、国が公表している地域保健事業報告によると、延べ人数で、平成28年度が47人、平成29年度が71人、平成30年度が173人となっております。

今回の市町村の個別送付からまだ日が浅く、その効果が現れるのはもう少し時間を要するものと思われます。

新型コロナの影響も含めて、今後の接種状況を注視し、適切な情報提供に努めてまいります。

○河野哲也議員 では今後、4度目の質問をさせていただきます。よろしくお願ひします。

脳脊髄液減少症についてお伺ひします。

先日、消防士をしている教え子から、「脳脊髄液減少症って知ってますか」という問合せがありました。私自身、ずっと寄り添ってきた事案でしたので、分かっていることを語り続けました。

家族会の活動を支援し、県難病相談・支援センターの御協力で、病気の周知に向けた脳脊髄液減少症セミナーを開催させていただいたこと、医療関係者、県職員、学校関係者に集まっていたいただき、全国的に有名な先生に御講演いただいたこと、県への要望活動も行ったこと等々でございます。

県のホームページに、脳脊髄液減少症の診療ができる医療機関、ブラッドパッチ療法が可能な医療機関等の一覧を掲載していただいています。

ところで、脳脊髄液減少症の診療が可能な医療機関は拡充されているのでしょうか、お伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 脳脊髄液減少症につきましては、県では平成19年度以降、診療に関する実態調査を行いまして、県ホームページに、診療可能な医療機関や、疾患、治療法に関する情報等を掲載するとともに、医療、福祉、教育関係者等向けの講演会や、県難病相談・支援センターでの患者の方々からの相談対応を実施してきているところです。

平成28年3月に調査した、診療が可能な医療機関につきましては、14か所となっておりますが、最新の状況につきまして、改めて調査をしたいと考えております。

○河野哲也議員 教え子は、「宮崎は治療できるお医者さんが少ないんだよね。どうしよう」と。実は、彼にとって大変身近な問題だったのです。治療については、今のところブラッド

パッチ療法は保留となっているそうです。

2016年にブラッドパッチ療法が保険適用されましたが、診療報酬があまりにも低いのか、治療を行う病院が少ないのだそうです。また、画像の解析も難しく、どこからどの程度漏れているのかなど、なかなか分からないとも言われています。

ブラッドパッチ療法が可能な医療機関を増やすため、県としてできる支援はないのでしょうか、お伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） ブラッドパッチ療法につきましては、脳脊髄液減少症に対する有効な治療法でありまして、県では、保険適用により、この治療が受けられるようになったこと、また、実施可能な医療機関についてホームページ等を通じて周知するほか、診断した医療機関から、この療法ができる医療機関への患者紹介ができるようにしております。

また、医師向けに、治療や診断に関する参考データ等のほか、症例数の多い厚生労働省研究班所属の医師から直接アドバイスを受けることのできるサイトに関する情報提供も行っております。

今後とも、このような取組を継続し、ブラッドパッチ療法に関する情報提供を行うことなどにより、実施可能な医療機関の増加に努めてまいります。

○河野哲也議員 ぜひお願いしたいと思います。今後とも、さらなる同症の研究促進、特に、小児病態の治療法の確立、医療現場・教育現場への病気の周知が進むよう動かなければならないと考えています。よろしくお祈りします。

パーク処理について、環境森林部長にお伺いします。

森林組合等で運営する原木市場で、丸太から自然発生的に剥がれ落ちるバーク。木材の保管場所が少なくなるほどに大量に発生します。雨ざらしのため水分が多く、荷下ろしのワイヤー線混入により利活用が難しく、産業廃棄物として処理されるため、処理コストが経営圧迫になる原木市場が多いといえます。

そこで、バーク堆肥へのリサイクル処理の動きがありますが、堆積されたものを発酵処理し堆肥化、ふるいにかけて、粉碎等を繰り返してバーク堆肥として商品化するそうです。

課題が2つあるそうです。1つは、収集運搬費用、2つ目は、バークの管理方法です。保管施設の整備が進めば解決すると言われていません。

そこで、原木市場で発生するバークを堆肥として活用するための保管施設の整備について、どのような支援があるかお伺いします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） バークの堆肥化に必要な保管施設の整備への支援につきましては、林業・木材産業の振興に向けました補助事業や無利子の融資制度がございます。

補助事業につきましては、事業主体が、森林組合や林業者等の組織する団体であることや、堆肥製造事業者に対してバークを有価で販売することなどが採択要件となっております。

また、融資制度につきましては、森林組合等の林業事業体が、経営改善を目的としてバークを保管して販売する場合などが対象となります。

県といたしましては、原木市場から発生するバークを有効活用することは、市場の経営改善や循環型社会の形成にもつながるものと考えますので、事業者への助言や情報提供などに努めてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 よろしく申し上げます。非常に悩まれている問題だということで、ぜひお願いします。

処理に苦勞したバークを利用したリサイクル製品が、「みやざきリサイクル製品」に認定されました。今までは、選ばれても有名無実だということで、令和元年から知事の認定に変わりました。

知事認定となった「みやざきリサイクル製品」の利用促進について、県はどのように取り組んでいくのかお伺いします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 現在、県では、みやざきリサイクル製品として、コンクリート殻やバークなどの廃棄物を再生利用し製造されました土木建築資材や農業用資材など、111製品を認定いたしております。

循環型社会の形成に向けましては、その積極的な利用が望まれますことから、県では、製品開発のための支援のほか、パンフレットの作成、展示会への出展などによる製品の周知にも努めているところであります。

今後、公共事業での積極的な利活用など、さらなる利用促進のために、他県の例も参考にしながら、関係部局とも連携し、取り組んでまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 愛知県は、「愛知県あいくる材率先利用方針」というのを定めておりまして、利用促進を進めています。本県も、公共事業等で県内リサイクル商品を優先的に調達することを率先して進めていただきたいと思います。

家畜防疫について、農政水産部長にお伺いします。

先ほどから報告にありますように、ついに鳥インフルエンザが福岡県にも拡散してきまし

た。香川県から始まり、鹿児島県も野鳥から発見されたと。その引き続きの拡散であるということ。

国内外の家畜伝染病の発生状況を踏まえ、畜産農家が守らなければならない飼養衛生管理基準が改正されましたが、どのような内容かお伺いします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 改正後の飼養衛生管理基準におきましては、まず、家畜の所有者が家畜伝染病の発生予防と蔓延防止に対して責任を持つことが、改めて明記されたところでございます。

さらに、消毒手順等の具体的な衛生対策を盛り込みました農場ごとのマニュアルの作成や、病原体を広げるおそれがある愛玩動物の場内での飼育禁止などが、防疫に関する基本的事項として新たに追加されたところでございます。

特に養豚農場におきましては、野生動物侵入防止のための防護柵等の新設に加え、農場専用の衣服や豚舎ごとの長靴の準備と、作業動線に配慮した交換、さらには、農場に出入りする車両と、その運転者が乗り降りする際のマットやペダル等の消毒など、農場への病原体の侵入防止対策につきまして、さらに厳格化されたところでございます。

○河野哲也議員 小規模養豚農家の方々は、厳しい経営状況の中での防鳥ネット等の設置になっています。

特に養豚農場の飼養衛生管理基準の改正について、不安に感じている農家の話をお聞きしますが、どのように対応していくのかお伺いします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 口蹄疫等の経験を踏まえ、本県におきましては、防疫を標準装備とした畜産経営を推進してまいりまし

た。

今回、野生動物の侵入防止のための防護柵や防鳥ネットの整備等が、豚の飼養衛生管理基準に追加されたことから、これらの新たな基準に適合しながら、農家が安心して経営を継続できることが大変重要であると考えております。

このため、施設整備に当たり、防護柵につきましては、既に昨年度から、県費上乘せ補助による整備を進めており、また、追加要望のあります防鳥ネットについては、本議会で、国の交付金を活用した補正予算をお願いしているところでございます。

さらに、防鳥ネット整備に当たりましては、自主施工といった経費を低減できる方策や、効果的な設置場所等の検討について、家畜保健衛生所等の職員が、現地で直接助言を行うなど、不安や負担を抱える農家に寄り添いながら支援を行っており、今後とも、防疫の強化にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 農家の不安払拭のために、どうか御支援よろしくお伺いします。

長浜・方財海岸浸食問題について、県土整備部長にお伺いします。

延岡の広報紙に、「備えていますか？南海トラフ地震」というパンフがあります。その中に、犠牲者についての報告があります。最も被害の多いケースで、市内の死者は約3,300人、建物の全壊や消失は約1万7,000戸とされてきました。

今回の2度の台風で、長浜海岸は波が松林の中まで浸水してきたんです。地元は、もう時間がないとの認識でございます。

本年度、地元との話合いの後の長浜・方財海岸での県の取組について、お伺いします。

○県土整備部長（明利浩久君） 長浜・方財海

岸につきましては、これまでも実施しておりました砂の移動状況を把握するための測量を、今年度も継続するとともに、専門家の助言を受けまして、海の中を含めた海岸一帯の砂の移動に関する解析を進めているところであります。

さらに、今年の6月に開催しました地元の皆様方との意見交換会も踏まえ、方財海岸では、12月に五ヶ瀬川河口の導流堤かさ上げ工事に着手しますとともに、定点観測カメラを設置しまして、砂の動きや波浪の状況などをモニタリングすることとしております。

また、長浜海岸におきましても、昨年の台風で、高波が松林に浸入した箇所のかさ上げ工事を既に実施したところでございます。

今後とも、地元の皆様をはじめ、関係者の御意見を十分伺いながら、砂浜の保全について取組を進めてまいります。

○河野哲也議員 地元では、この10年、56万立米、高さ1.5メートル、幅53メートル、海岸線7キロがなくなっていると思われています。

来年は5万2,000立米、高さ1.5メートル、幅3メートル、海岸線7キロがなくなると考えられています。

原因をはっきりさせるため、砂の動きを定点観測するとおっしゃいますけど、動的な調査というのができないかという要望がありました。

そこで、カラーサンドを用いた砂の移動調査ができないのか、お伺いします。

○県土整備部長（明利浩久君） カラーサンドを用いた調査は、着色した砂を沿岸に置きまして、一定期間経過した後に、その砂を追跡して回収することで、移動の状況を確認するものですが、出水や波浪等の影響によりまして、砂が移動を繰り返すために、追跡する時期によって結果が変わることから、正確な砂の動

きを把握するためには、長期にわたって追跡調査を行う必要があると考えております。

このため、方財海岸におきましては、まずは、先ほど申し上げました定点観測カメラによりまして、随時、砂の動きをモニタリングすることとしております。

○河野哲也議員 10月2日に延岡市議会において、長浜・方財海岸浸食対策に関する意見書が可決され、その後、県に提出されたとお聞きしています。

1つ、長浜海岸における砂浜浸食の抜本的な対策について。2つ目、長浜・方財海岸における当面の防災対策についてということで、意見書を提出していただいています。

そういうふうに、地元の議会からも、もっと具体的にということで、意見書を頂いています。県も、平成21年の一般質問では、「浸食が著しいという認識です」と答弁していただいているんです。

宮崎海岸の浸食は、国の直轄で対策が打たれています。長浜・方財海岸浸食も国の認定が受けられないでしょうか。県のもう一步の御努力をお願いします。

最後の質問です。いじめ対応ガイドラインについて、教育長にお伺いします。

2018年度、県内のいじめ認知件数は、1,000人当たり101.3件で、平均40.9件を大きく上回る全国1位。ただ、これは積極的にいじめを認知し、対応している結果だと肯定的に捉えられています。

私は、これについては以前から疑問視しています。

本県の児童生徒のいじめの実態についてお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 令和元年度の本県公

立学校におけるいじめの認知件数は1万5,054件でありまして、児童生徒1,000人当たりでは133.8件と、全国で最も高くなっております。

このことは、各学校が、いじめを初期段階のものから積極的に認知していることによるものではあります。認知件数が年々増加していることについては、大きな課題であると考えております。

○河野哲也議員 いじめの件数が増えています。また、年度ごとに認知件数にばらつきがあるとして、さらに積極的な認知を進めようと、本県はガイドラインの作成を進められていると。概要版も見せていただきました。ありがとうございます。

いじめは、どこの学級でも起こる可能性があります。どこの学級でも問題が発生しています。しかし、発生後の展開がまるで異なってきます。ある学級では、問題は解決し、前よりもよりよい学級となりました。しかし、そうでない場合、ある学級は問題が深刻化します。

深刻化すれば、学級だけの問題で済むことはありません。不登校、親同士の不和、学校へのどなり込み、深夜まで続く対応。学校の信用は音を立てて崩れていきます。

違いは何なのか、それは、教師や学校の対応の仕方です。どのように対応するのか。どんな人が担任した学級であっても、「いじめが深刻化したことは仕方がない」なんて許されることはありません。

それでは、教師の力量の差をどのように埋めるのか。それは、組織として対応するというほかはありません。そして、その対応はシステムチックに行われることです。その意味でも、方向性を示した今回のガイドラインは、学校にとってありがたいものだと考えます。

県教育委員会が作成した「いじめの認知から解消までのガイドライン」の今後の運用についてお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 今回作成いたしましたガイドラインについては、全ての県立学校へ通知するとともに、学校訪問や生徒指導に関する研修会等で、活用方法の説明を行っているところであります。

また、市町村教育委員会に対しましても、小中学校での活用について指導をお願いしたところでございます。

さらに、教職員がいつでも利用できるよう、県教育委員会のホームページに掲載しているところであります。

今後は、各学校の管理職や市町村教育委員会の担当者への研修等を通じて、いじめの認知と解消までの取組が、学校間、教職員間で同じ認識の下で行われることにより、いじめの複雑化を未然に防止し、いじめに悩む子供たちが減少していくよう、ガイドラインの活用方法について周知の徹底を図ってまいります。

○河野哲也議員 これがうまく運用できれば、多くの子供たちが救われることとなります。子供と一緒に悩んでいた保護者も救われます。いじめている子供たちも救われます。そして、いじめを目の当たりにしている教師も救われるのではないのでしょうか。

ガイドラインの概要を見せていただきました。詳しくは議論できませんが、1点だけ、いじめの解決については、校長が最後に確認する責任者になると思いますが、考えをお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） いじめの解消につきましては、校内のいじめ対策委員会等で組織的に判断し確認できる体制を、学校の責任者であ

る校長が整えるよう、県や市町村のいじめ防止基本方針で定めているところであります。

県教育委員会といたしましては、各学校での対応が校長を中心とした組織的なものになるよう、学校や市町村教育委員会と連携しながら取り組んでまいります。

○河野哲也議員 以上で質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時49分散会